

五霞町環境基本計画

令和5年度～令和14年度

水と緑と人がきらめく

豊かな自然と共生するまち 五霞

令和5年3月

五霞町

五霞町環境基本計画改定にあたって

近年、環境をめぐる様々な状況が大きく変化しつつあります。

世界規模で地球温暖化が加速するとともに、海洋プラスチックをはじめとする海洋汚染や廃棄物の問題、生物多様性の損失など、地球規模での環境に対する様々な課題への対応が求められています。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変容など、身近な生活環境においても、その変化への取組が必要となっております。

本町においても、環境行政の基本となる「五霞町環境基本計画」を平成25年3月に改定し、各種環境保全の取組を総合的かつ計画的に推進して参りましたが、環境に関する新たな法律が施行され、脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現に向けた課題への対応や持続可能な社会に向けたSGDsの取組など新たな環境問題を解決するため、「水と緑と人がきらめく 豊かな自然と共生するまち 五霞」を望ましい環境像として「五霞町環境基本計画」を改定いたしました。

本計画は、「良好な環境の確保と将来世代への継承」、「すべての者の公平な役割分担の下、持続的発展が可能な社会の構築」、「自然環境の保全と社会経済活動の調和」、「すべての主体の積極的な参加による地球環境の保全」の4つの基本理念の下、全5章からなる計画となっております。

計画の目的達成のためには、行政・町民・事業者が一体となって取り組んでいただくことが何より重要となりますので、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見・ご提言をいただきました五霞町環境審議会の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力をいただきました多くの皆様に心より感謝申し上げます。

令和5年3月



五霞町長 染谷 森 雄

目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画策定の目的.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画の期間.....	3
第4節 計画の範囲.....	4
第5節 計画の構成.....	5
第2章 環境の概況と主要課題	7
第1節 環境動向.....	8
第2節 町の環境状況.....	11
第3節 アンケート調査結果.....	16
第4節 施策の進捗及び目標の達成状況.....	25
第5節 主要課題.....	27
第3章 望ましい環境像と施策の基本方針及び体系	29
第1節 望ましい環境像.....	30
第2節 施策の基本方針.....	31
第3節 施策の体系.....	32
第4章 基本施策	35
基本方針1 安全・安心で快適な生活環境づくり	36
基本方針2 豊かな自然環境と共生した地域環境づくり	45
基本方針3 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり	55
基本方針4 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり	63
第5章 計画の推進	69
第1節 各主体の役割と計画の推進体制.....	70
第2節 計画の進行管理.....	71
資料編	73

本文中における「*」印がある言葉については、「資料編」の「用語集」にて内容を説明しています。

第 1 章 基本的事項

第1節 計画策定の目的

本町では、環境に関する国や茨城県における様々な取組や顕在化する環境問題に対応するため、町の環境の保全及び創造に総合的に取り組むことを目的として平成13年3月に「五霞町環境基本条例」を制定しました。同条例第9条の規定に基づき、平成15年3月に「五霞町環境基本計画(平成15年策定版)」を策定しました。

その後、地球温暖化*問題への適切な対応や生物多様性*の保全・回復、さらには東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所の事故等への対応が必要になったことから、平成25年3月に「五霞町環境基本計画(平成25年改定版)」を策定し、望ましい環境像である「水と緑と人がきらめく 豊かな自然と共生するまち五霞」の実現を目指し、各種の環境保全の取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

その間、環境に関わる新たな法律の施行や計画の策定などがあり、脱炭素社会*(カーボンニュートラル*)の実現に向けた対応や持続可能な社会に向けたSDGs*の取組の進展、循環型社会*の実現に向けた取組の強化などが必要となっています。

これらの変化を踏まえ、今後ますます複雑かつ多様化する環境問題に対処し、より効果的な環境施策を計画的に推進するため、町の環境保全の指針となる「五霞町環境基本計画(以下、「本計画」という。)」を新たに策定するものです。

なお、本計画は、「五霞町環境基本条例」の基本理念を受け、行政、町民、事業者が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来における安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的として策定しました。

「五霞町環境基本条例」の基本理念(第3条抜粋)

1. 良好な環境の確保と、将来世代への継承

(「五霞町環境基本条例」の基本理念(第3条1項))

環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の町民だれもが健全で豊かな環境の恵みを受るとともに、人類の存続基盤である環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進させなければならない。

2. すべての者の公平な役割分担の下、持続的発展が可能な社会の構築

(「五霞町環境基本条例」の基本理念(第3条2項))

環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割の下で健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が実現されるよう推進されなければならない。

3. 自然環境の保全と社会経済活動の調和

(「五霞町環境基本条例」の基本理念(第3条3項))

環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が保全され、地域の社会経済活動を自然環境と調和させるよう、推進されなければならない。

4. すべての主体の積極的な参加による地球環境の保全

(「五霞町環境基本条例」の基本理念(第3条4項))

地球環境の保全は、町、事業者及び町民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「五霞町環境基本条例」の基本理念に則り、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。

本町の最上位計画である「第6次五霞町総合計画」のまちづくりの目標を環境分野から実現するための計画でもあり、行政、町民、事業者が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

なお、本計画は、環境基本法や茨城県環境基本条例などに準拠するとともに、国や県の環境基本計画との関連性に配慮し、本町の環境に関連する計画やその他の関連計画などと連携・整合を図って策定されるものです。



図 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とします。

なお、本計画は、本町を取り巻く社会経済情勢、環境の変化や計画の進捗状況により、見直しの必要性が生じた場合には、適宜柔軟に対応するものとします。

令和5年度から令和14年度までの10年間

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039
五霞町環境基本計画	五霞町環境基本計画 R5年度～R14年度(10年間)																			
(参考) 第6次五霞町総合計画	第6次五霞町総合計画 基本構想 R2年度～R21年度(20年間)																			
	第I期基本計画 R2～R6年度(5年間)					第II期基本計画 R7～R11年度(5年間)					第III期基本計画 R12～R16年度(5年間)					第IV期基本計画 R17～R21年度(5年間)				

図 計画の期間

第4節 計画の範囲

(1)対象とする地域

本計画が対象とする「地域」は、五霞町全域とします。

ただし、河川などのように流域として捉える必要がある場合や、大気汚染のように広域的な対応が必要なものなどについては、国や茨城県、他の地方自治体などと協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

(2)対象とする環境

本計画が対象とする「環境」は、①生活環境、②自然環境・地域環境、③地球環境・社会環境、④環境保全活動の4分野とします。

本計画では、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

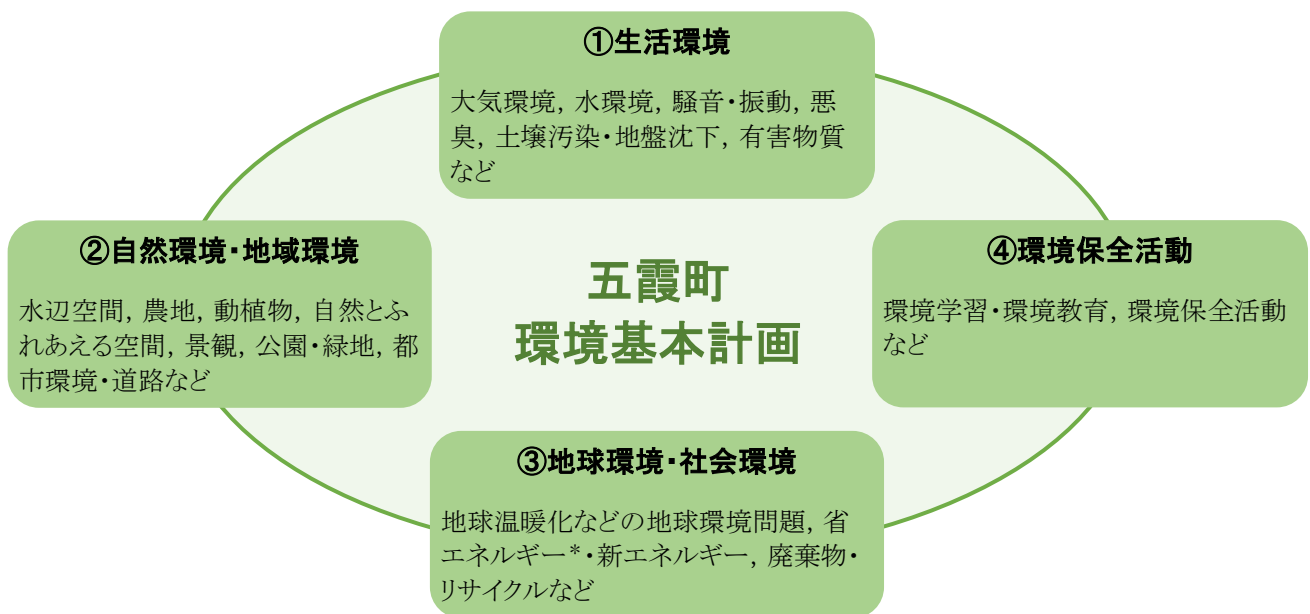


図 計画の範囲

第5節 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

<p>第1章 基本的事項</p>	...	<p>計画策定の目的や計画の位置づけ、期間、範囲などの計画の基本となる事項を示します。</p>
<p>第2章 環境の概況と主要課題</p>	...	<p>近年の環境動向や町の環境状況を整理するとともに、町民、事業者へのアンケート調査結果や施策の進捗及び目標の達成状況(五霞町環境基本計画(平成25年改定版))を踏まえた主要課題を示します。</p>
<p>第3章 望ましい環境像と施策の基本方針及び体系</p>	...	<p>本計画が目指す望ましい環境像とその実現に向けた4つの施策の基本方針と、基本方針に基づいた基本施策及び施策、個別施策の体系を示します。</p>
<p>第4章 基本施策</p>	...	<p>良好な町民生活や豊かな自然環境と共生した地域環境、いつまでも住み続けられる社会環境などの実現に向けた目指す姿(10年後の姿)を示しています。 また、基本施策ごとの取組目標(指標と目標値)や望ましい環境像を実現するための具体的な取組や行政と町民、事業者が協働で取り組むことを示します。</p>
<p>第5章 計画の推進</p>	...	<p>行政、町民、事業者の協働による環境施策の推進体制や計画の進行管理を示します。</p>

図 計画の構成

第2章 環境の概況と主要課題

第1節 環境動向

持続可能な開発目標(SDGs)やパリ協定*などといった国際的な合意が成立するなど、世界的な環境への意識の高まりを背景に、我が国や茨城県においても、国際的な動向も反映した取組が加速化しています。これら国際的な動向や国・県などにおける動向について整理しました。

(1) 国際的な動向

平成 26(2014)年に気候変動*に関する政府間パネル(IPCC)*「第 6 次評価報告書」が公表されて以降、気候変動の観測や将来予測が進められてきました。

「第 6 次評価報告書」によると、1850～1900 年を基準とした 2010～2019 年の世界の平均気温において、人為起源の昇温の可能性が高い範囲は 0.8℃～1.3℃とされ、工業化以前の時代以降、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされています。

また、気候変動は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、近年世界各地で発生している記録的な猛暑や干ばつ、熱波、集中豪雨、台風といった異常気象の背景には、地球温暖化その他の気候変動の影響が指摘されており、このような気候変動へ適応するため、国際的に様々な取組が進められています。

1) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*

平成 27(2015)年 9 月に国連総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、持続可能な開発目標(SDGs)として、17 の目標及び 169 のターゲットで構成されています。地球環境と密接に関わる課題に係る目標が数多く含まれており、これは地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感を表しています。



図 SDGs17 の目標

2) パリ協定

国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)*において、平成 27(2015)年 12 月気候変動への対応として採択された国際協定の中で、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、このために今世紀後半に人為的な温室効果ガス*排出の実質ゼロを目指しています。これは、世界全体での脱炭素社会の構築に向けたターニングポイントとなっています。

(2) 国内の動向

平成30年に、国において「第五次環境基本計画」が策定されました。経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション*創出、持続可能な循環共生型社会の実現、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方も活用した環境・経済・社会の統合的向上を目指すという方向性が示されました。

その中では、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏*」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型社会の実現が掲げられています。

令和元年5月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され、令和2年7月からレジ袋が原則有料化されるなど、プラスチックごみをはじめとする廃棄物の発生抑制、資源循環の取組が強く求められています。

さらに、令和3年10月には、2050年カーボンニュートラルに向けた基本的考え方、ビジョン等を示す「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定されるなど、持続可能な社会の実現に向けた動きが国内でも加速しています。

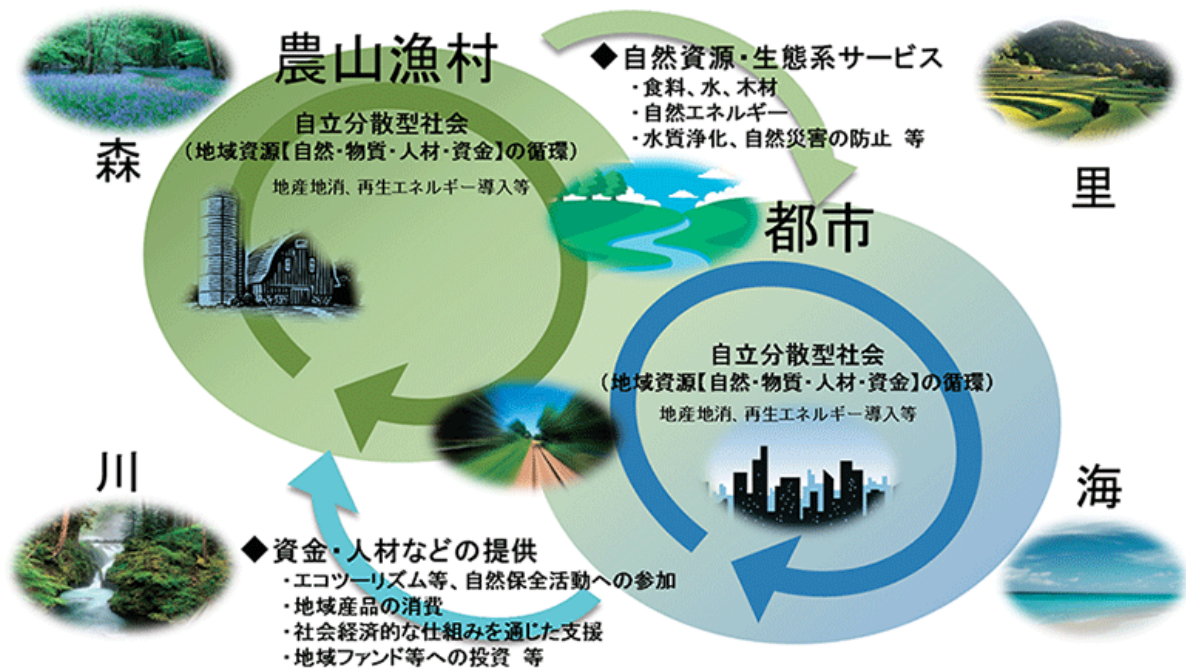


図 地域循環共生圏(出典:環境省 第五次環境基本計画の概要)

(3) 茨城県の動向

茨城県では、平成 25 年 3 月に「第 3 次茨城県環境基本計画」を策定し、その後、同計画に基づき環境施策に取り組んでいるところです。さらに、計画期間中において、環境に関する計画・法制度の制定や改定等にあわせて、関連計画の策定等を行っています。また、令和 4 年 1 月からは、『第 2 次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～』を策定し、「サステナブルな社会づくり」などの施策が位置づけられ、国際的な動向も反映した環境施策の取組を進めていく方向性が示されています。そして、令和 4 年度には「第 4 次茨城県環境基本計画」を策定し、茨城県においても環境に対する新たな方向性を示し、進めていく段階となっています。

表：茨城県等の動向

年度	計画策定等
平成 24 年度	・第 3 次茨城県環境基本計画策定(平成 25 年 3 月)
平成 25 年度	・茨城県環境影響評価技術指針改定(平成 26 年 3 月)
平成 26 年度	・茨城の生物多様性戦略策定(平成 26 年 10 月)
平成 27 年度	・第 3 期いばらき科学技術振興指針策定(平成 28 年 3 月) ・第 4 次茨城県廃棄物処理計画策定(平成 28 年 3 月) ・茨城県総合計画「いばらき未来共創プラン」策定(平成 28 年 3 月)
平成 28 年度	・茨城県地球温暖化対策実行計画改定(平成 29 年 3 月)
平成 30 年度	・いばらき霞ヶ浦宣言 2018 発信(平成 30 年 10 月) ・茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～策定(平成 30 年 11 月)
平成 31 年度	・茨城県地域気候変動適応センターの設置 (平成 31 年 4 月)茨城大学が茨城県と連携して開設)
令和 2 年度	・茨城県環境影響評価条例施行規則改正(令和2年4月) ・霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第8期)策定 (令和3年3月)茨城県・栃木県・千葉県)
令和 3 年度	・第13次鳥獣保護管理事業計画策定(令和4年1月) ・第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～策定(令和4年1月) ・茨城県家畜排せつ物利用促進計画策定(令和 4 年 3 月)
令和 4 年度	・第4次茨城県環境基本計画策定(令和5年3月(予定))

第2節 町の環境状況

(1) 位置

本町は、関東平野のほぼ中央、茨城県の西南端に位置しています。都心から約50km、県都水戸市から約70kmの圏域にあり、東は江戸川を隔てて千葉県に、南西は、権現堂川及び中川を隔てて埼玉県に、また北東部を流れる利根川を隔てて古河市・境町に接し、四方を河川に囲まれた県境のまちとなっています。

(2) 地勢

本町は、東西に7.1km、南北に6.1km、総面積23.11km²の町域を有しています。

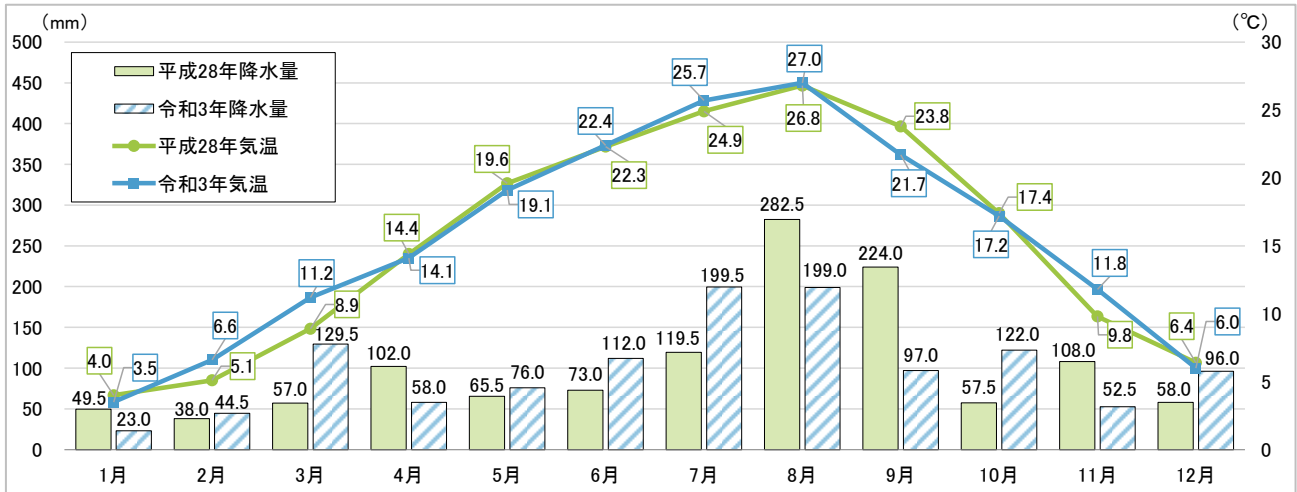
標高は8m～15m程度と平坦な地形となっており、地質は、利根川の氾濫期に形成された沖積層により形成されています。



図 五霞町の位置

(3) 気候

気候は、関東内陸部の気候条件で、夏は湿度が高く高温になります。冬は晴天が多く降雪は少ないものの、「赤城おろし」と呼ばれる強い西風が吹きます。

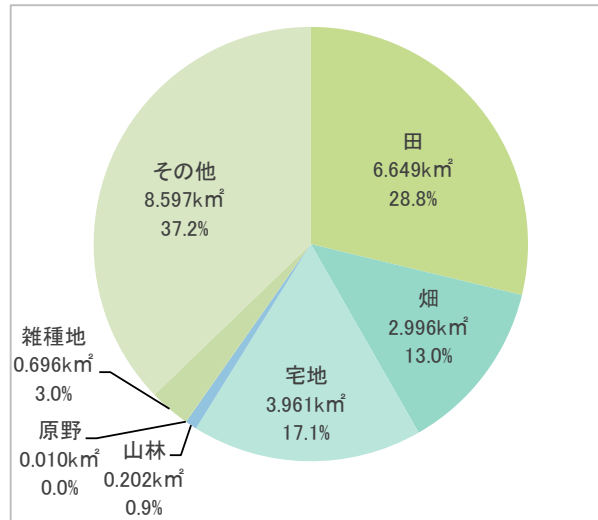


出典: 気象庁

図 降水量と平均気温(古河観測所)

(4) 土地利用

本町は、平坦で肥沃な土地を利用した水田や畑地など、農業を中心とした土地利用が図られています。主要地目別面積^(注1)をみると、田が28.8%、畑が13.0%、宅地が17.1%、山林は0.9%などとなっています。



注1: 有効数字4桁で表記しているため、合計は11ページ(2)地勢の総面積と異なります。

出典: 茨城県「令和3年度茨城県市町村概況」

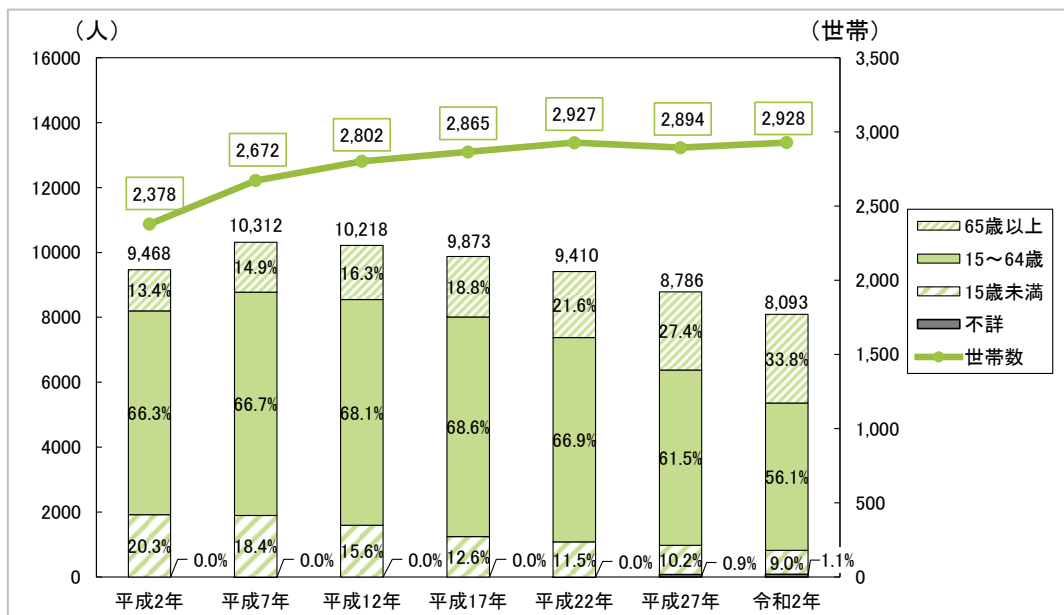
図 主要地目別面積(令和3年1月1日現在)

(5) 社会特性

1) 人口・世帯数

人口は、平成7年をピークに以降減少傾向で推移しており、令和2年の総人口は8,093人となっています。また、近年、人口が減少傾向を示す中で世帯数は増加傾向で推移しており、令和2年は2,928世帯となっています。

年齢3区分別人口構成比をみると、65歳以上の人口割合は増加傾向、15～64歳、15歳未満の人口割合はいずれも減少傾向で推移しています。

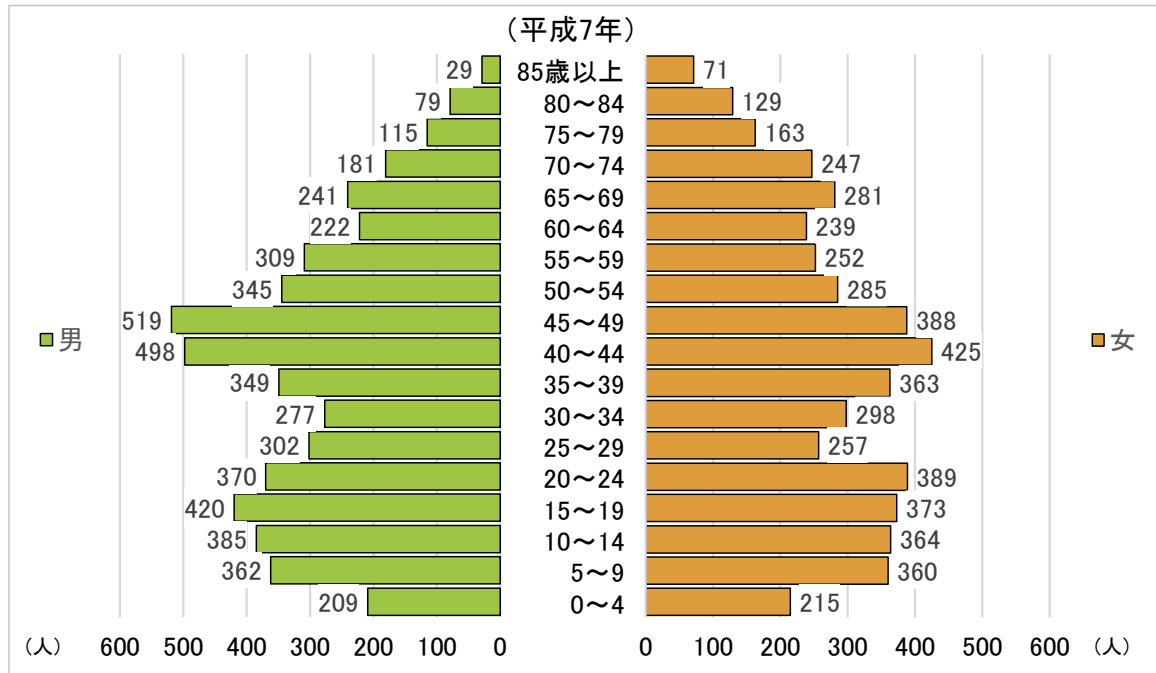


出典: 国勢調査

図 総人口(年齢3区分別人口構成比)・世帯数の推移

2) 5歳階級別人口

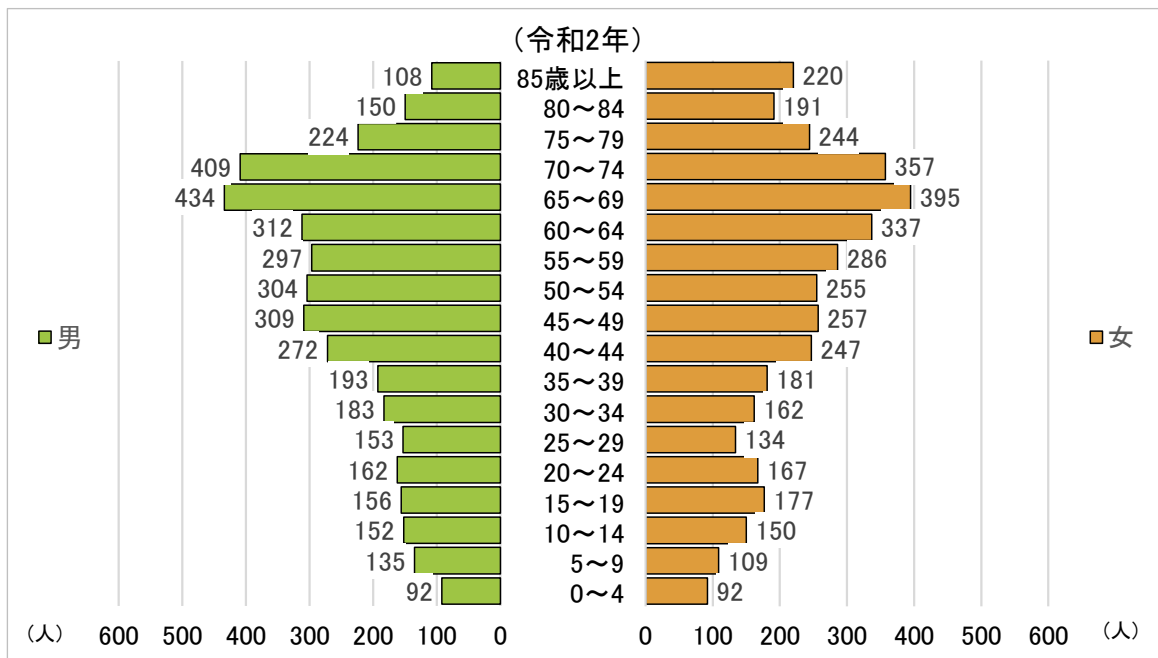
人口構成比^(注1)を示す人口ピラミッドは、平成7年の「ひょうたん型」から、令和2年は「つぼ型」に移行している状況です。



注1: 年齢不詳は含みません。

出典: 国勢調査

図 5歳階級別人口(平成7年)



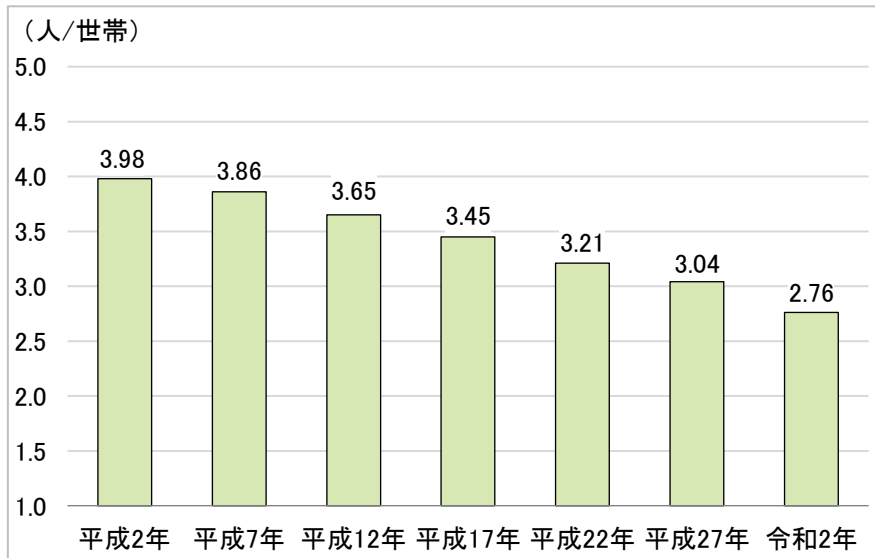
注1: 年齢不詳は含みません。

出典: 国勢調査

図 5歳階級別人口(令和2年)

3) 世帯人員の推移

本町は、人口が減少傾向を示す中で世帯数は増加傾向で推移しているため、1世帯当たり人員は減少傾向で推移しています。令和2年現在の世帯人員は2.76人です。



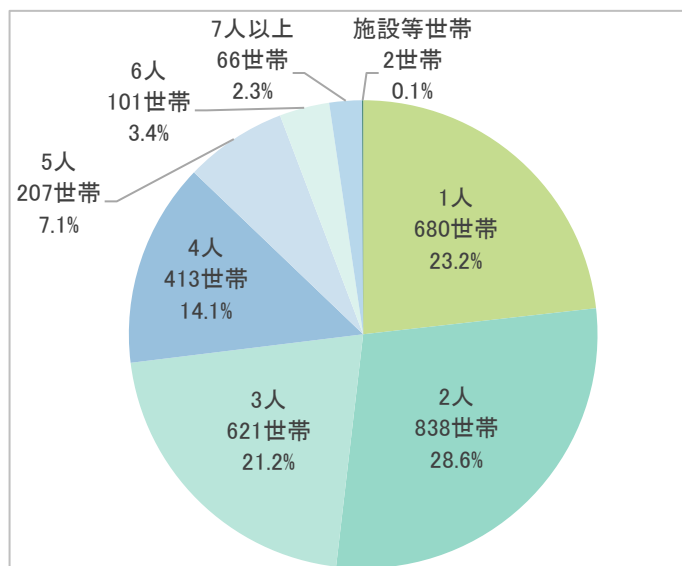
出典：国勢調査

図 13 世帯1世帯当たり人員の推移

4) 世帯人員別世帯数内訳

本町の令和2年の世帯数は、2,928世帯です。

世帯人員別の世帯数をみると、2人世帯が28.6%と最も多く、次いで1人世帯が23.2%となっています。1人世帯と2人世帯が全体の51.8%を占めています。



出典：国勢調査

図 世帯人員別世帯数の内訳(令和2年)

(6) 産業・経済

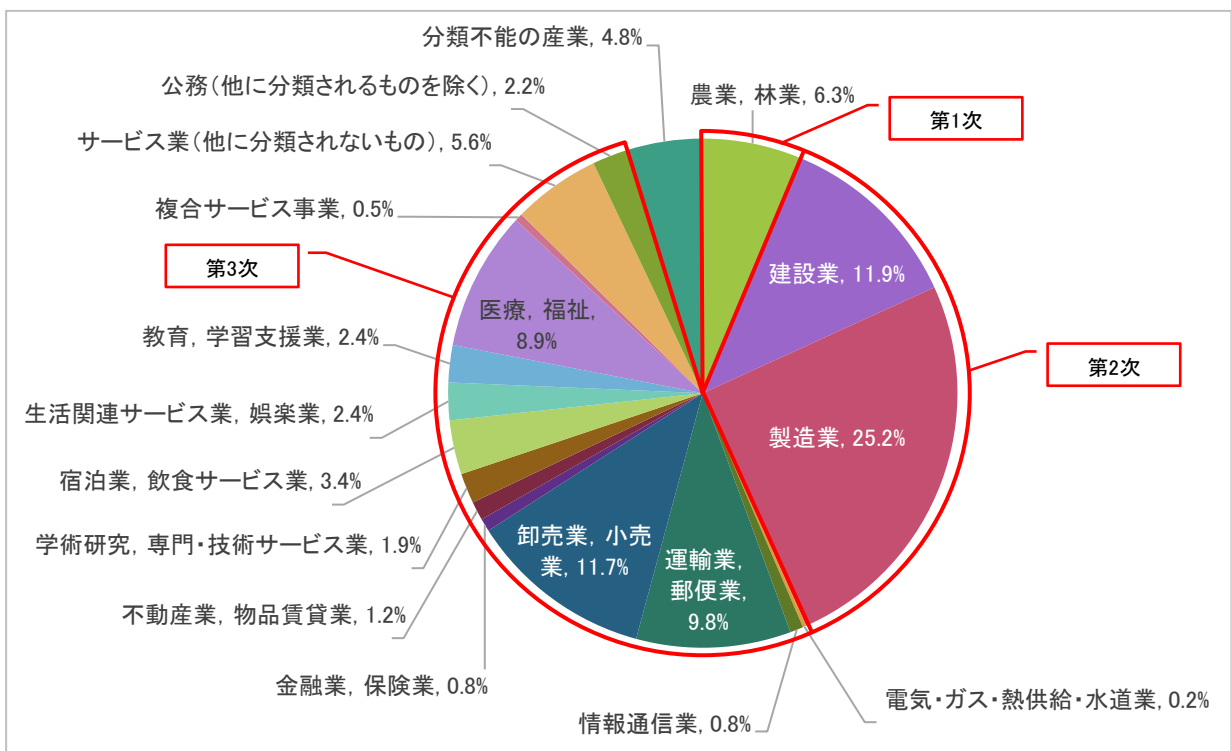
本町の令和2年における就業者数は4,279人であり、このうち第一次産業(農業, 林業)は6.3%, 第二次産業(建設業, 製造業)は37.1%, 第三次産業は51.8%, 分類不能の産業は4.8%となっています。

農業については、平成17年4月にオープンした「道の駅ごか」の農産物直売所が販売拠点として本町の農業の活性化に大きな役割を果たしています。また、農作物の収益性を高め、経営の安定化を図るため、ブランド化や特産品の開発を促進するなど、農業基盤の整備・強化に努めています。

工業については、川妻工業団地や江川工業団地、大崎工業団地などの造成を行い、積極的に工場誘致を行ってきました。これらの工業団地においては、多くの優良企業が操業しています。

また、近年では首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)五霞インターチェンジの開通や新4号国道の複車線化など道路環境の充実が図られる中で、五霞インターチェンジ周辺のごかみらい産業団地が完成し、新たな企業の立地が進んでいます。

商業については、消費者ニーズに対応した商店街の形成には至っていません。



出典: 国勢調査

図 産業大分類別就業者数(令和2年)

第3節 アンケート調査結果

町民や中学生、事業者の本町の環境に対する意識や環境に配慮した取組状況などを把握するアンケート調査を行い、結果を以下のとおり整理しました。

(1) アンケート調査実施概要

①町民 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者:16歳以上の町民2,000名 調査方法:調査票を郵送しアンケートを回収 調査期間:令和4年7月29日まで(令和4年7月8日郵送) 回収数・回収率:694票・34.7%(前回^(注1):37.1%)
②中学生 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者:五霞中学校2年生(生徒57名) 調査方法:電子アンケート 調査期間:令和4年7月8日(中学校に直接依頼) 回収数・回収率:54票・94.7%
③事業者 アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者:(一社)五霞工業クラブに加盟する59事業所 調査方法:電子アンケート 調査期間:令和4年8月22日まで(令和4年8月1日依頼) 回収数・回収率:15票・25.4%(前回:54.0%)

注1:前回の回収数・回収率は、五霞町環境基本計画(平成25年改定版)の調査時の割合です。

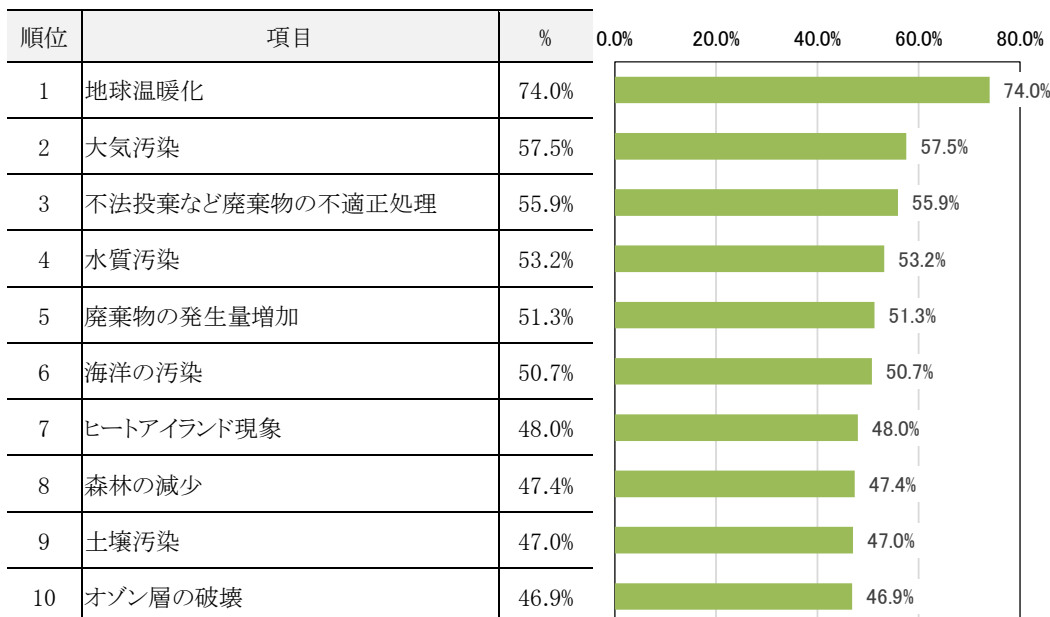
(2) 町民及び中学生アンケート調査結果

1) 関心のある環境問題(上位10項目)

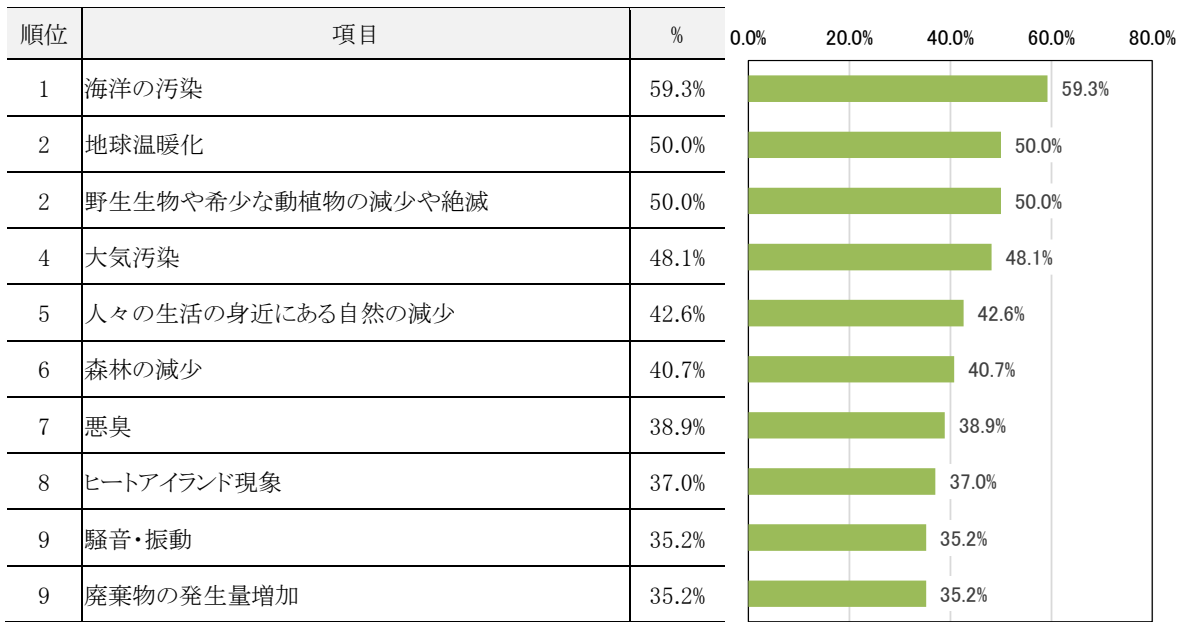
町民アンケートでは、「地球温暖化」(74.0%)、「大気汚染」(57.5%)、「不法投棄など廃棄物の不適正処理」(55.9%)などが関心のある環境問題として挙げられています。

中学生アンケートでは、「海洋の汚染」(59.3%)、「地球温暖化」(50.0%)、「野生生物や希少な動植物の減少や絶滅」(50.0%)などが関心のある環境問題として挙げられています。

【町民アンケート(問7)】どのような環境問題に興味があるか



【中学生アンケート(問3)】どのような環境問題に興味があるか

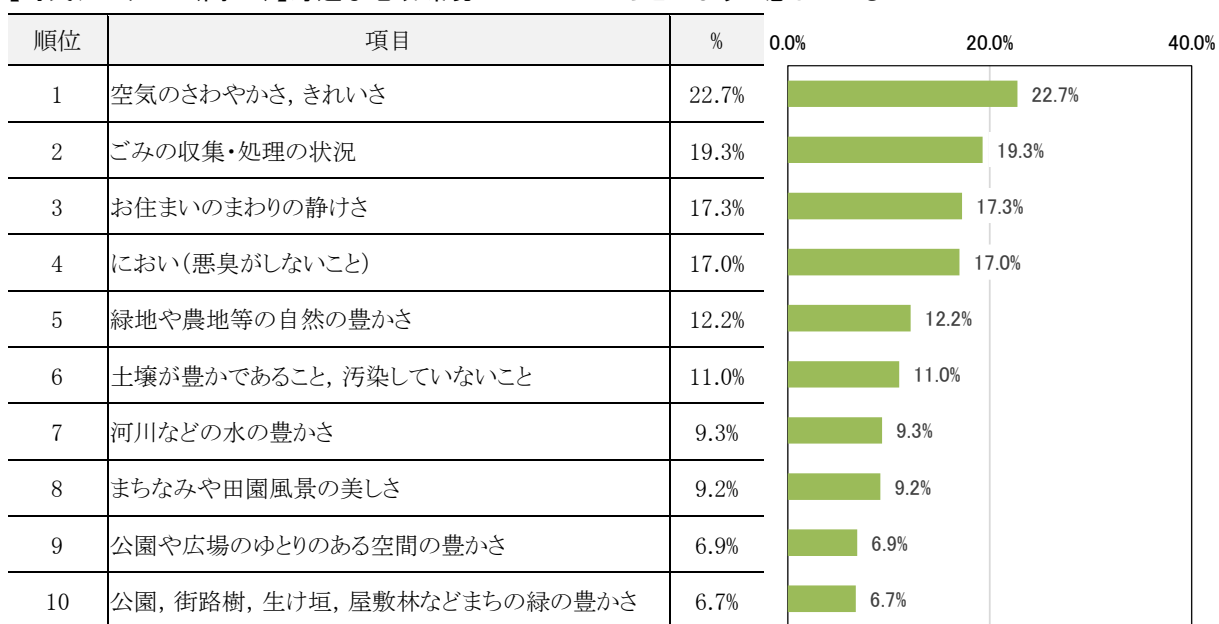


2) 身近な地域環境に関する満足度（上位 10 項目）

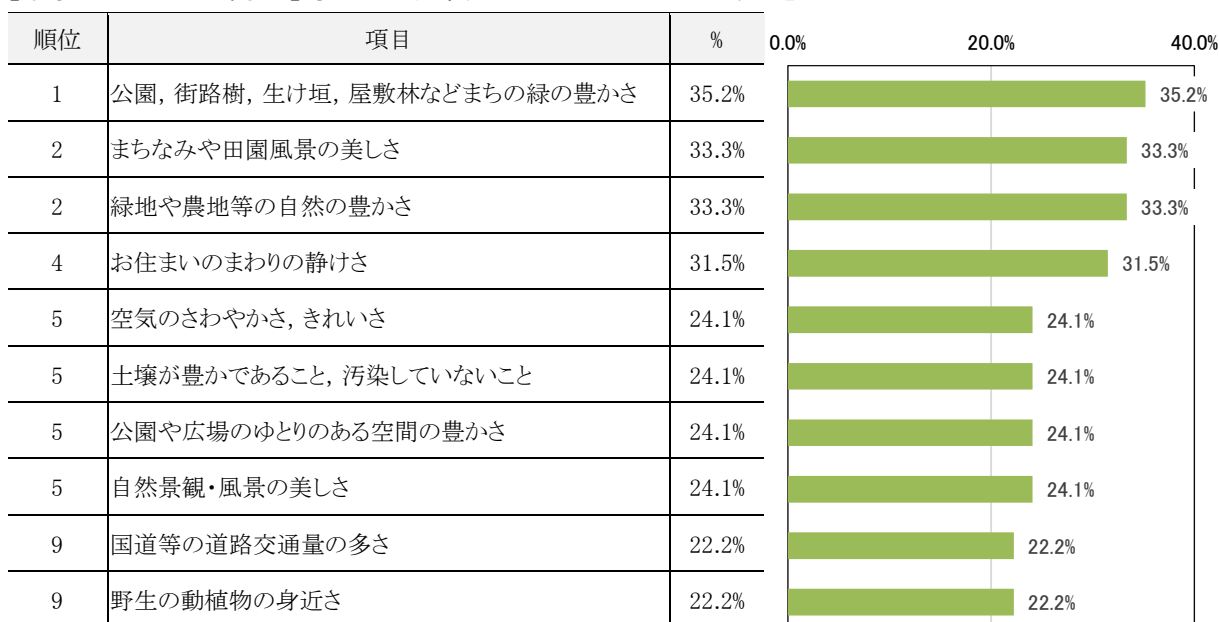
町民アンケートでは、「空気のさわやかさ、きれいさ」(22.7%)、「ごみの収集・処理の状況」(19.3%)、「お住まいのまわりの静けさ」(17.3%)などの満足度が高くなっています。

中学生アンケートでは、「公園、街路樹、生け垣、屋敷林*などまちの緑の豊かさ」(35.2%)、「まちなみや田園風景の美しさ」(33.3%)、「緑地や農地等の自然の豊かさ」(33.3%)などの満足度が高くなっています。

【町民アンケート(問 10)】身近な地域環境について日ごろどのように感じているか



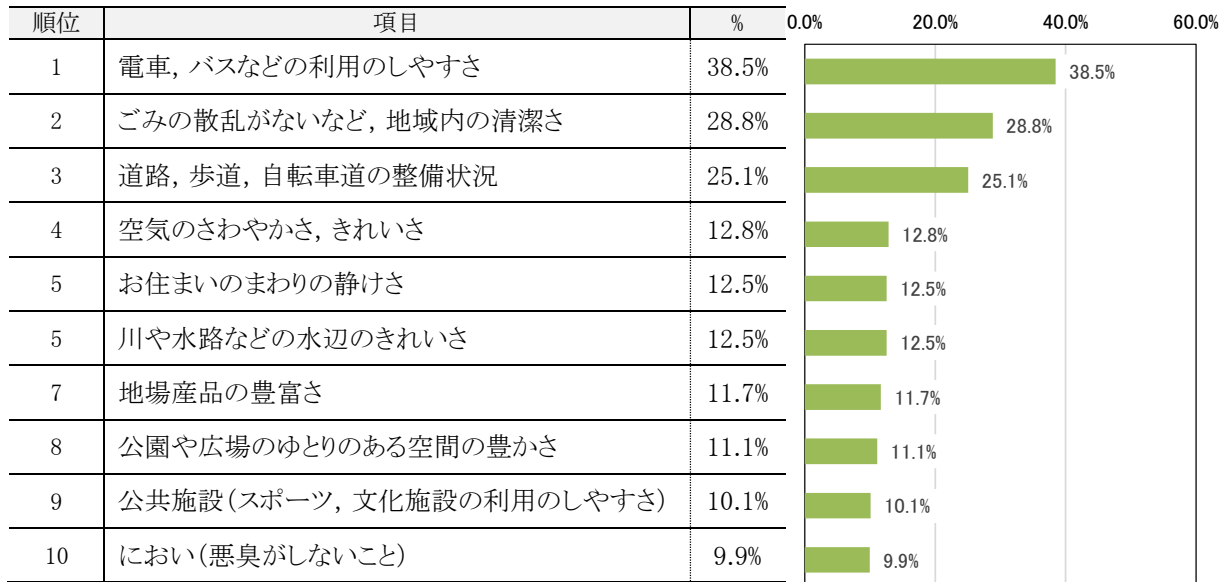
【中学生アンケート(問 5)】身近な地域環境について日ごろどのように感じているか



3) 地域環境をよりよくするために重要と考えるもの（上位10項目）

町民アンケートでは、「電車、バスなどの利用のしやすさ」(38.5%)、「ごみの散乱がないなど、地域内の清潔さ」(28.8%)、「道路、歩道、自転車道の整備状況」(25.1%)などが重要なこととして挙げられています。

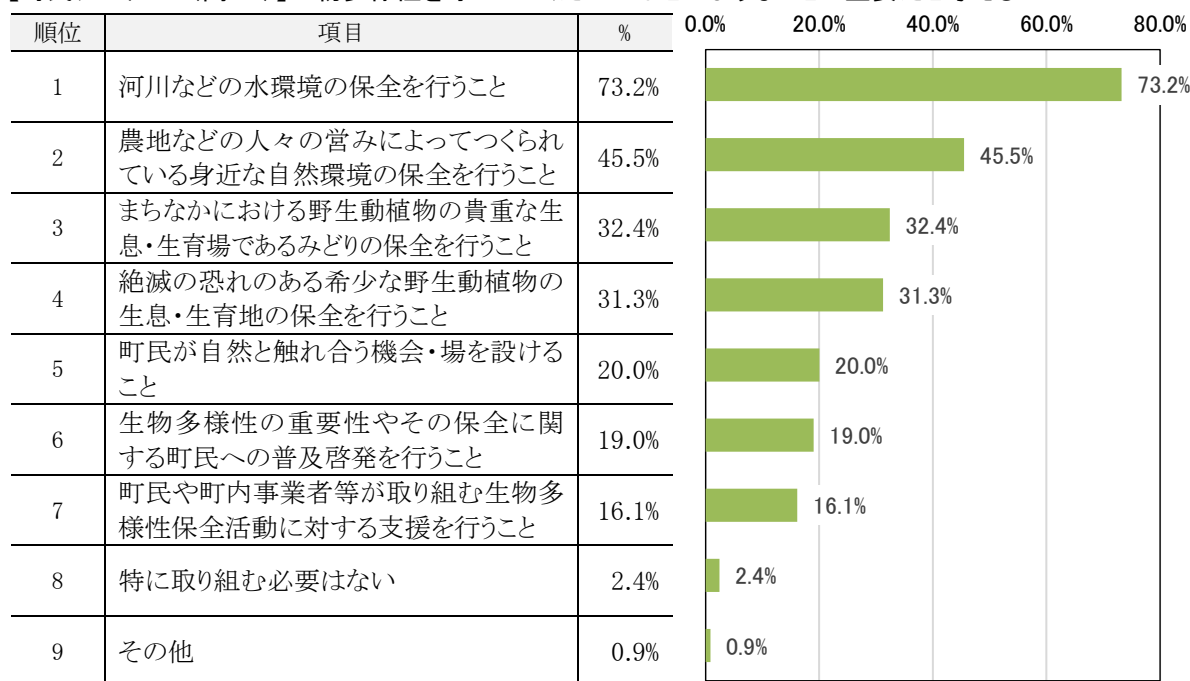
【町民アンケート(問11)】地域環境をよりよくするために重要と考えるもの



4) 環境に対する取組（生物多様性の保全）について

町民アンケートでは、「河川などの水環境の保全を行うこと」(73.2%)、「農地などの人々の営みによってつくられている身近な自然環境の保全を行うこと」(45.5%)、「まちなかにおける野生動植物の貴重な生息・生育場であるみどりの保全を行うこと」(32.4%)などが重要なこととして挙げられています。

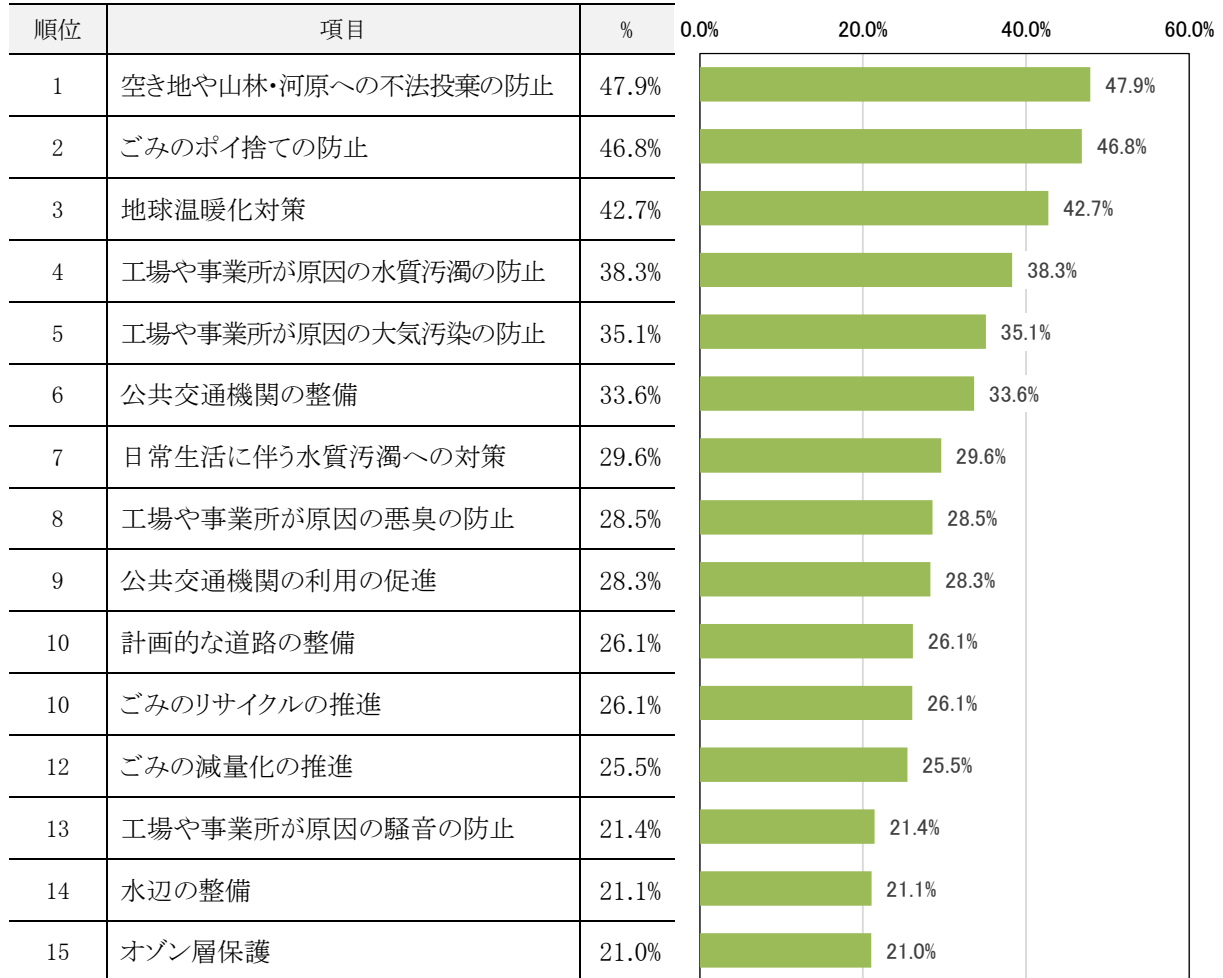
【町民アンケート(問 23)】生物多様性を守っていくためにはどのようなことが重要だと考えるか



5) 町での環境の取組について

町民アンケートでは、「空き地や山林・河原への不法投棄の防止」(47.9%)、「ごみのポイ捨ての防止」(46.8%)、「地球温暖化対策」(42.7%)などが優先して取り組むべきこととして挙げられています。

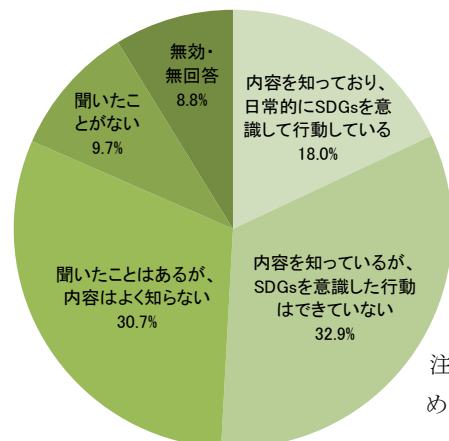
【町民アンケート(問 24)】町全体の環境問題として、何を優先して取り組むべきだと思うか



6) 「SDGs」についての認知度や自身の行動

町民アンケートでは、「内容を知っているが、SDGsを意識した行動はできていない」(32.9%)が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」(30.7%)となっています。

【町民アンケート(問 8)】「SDGs」についての認知度や自身の行動



注:小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計は100%になりません。

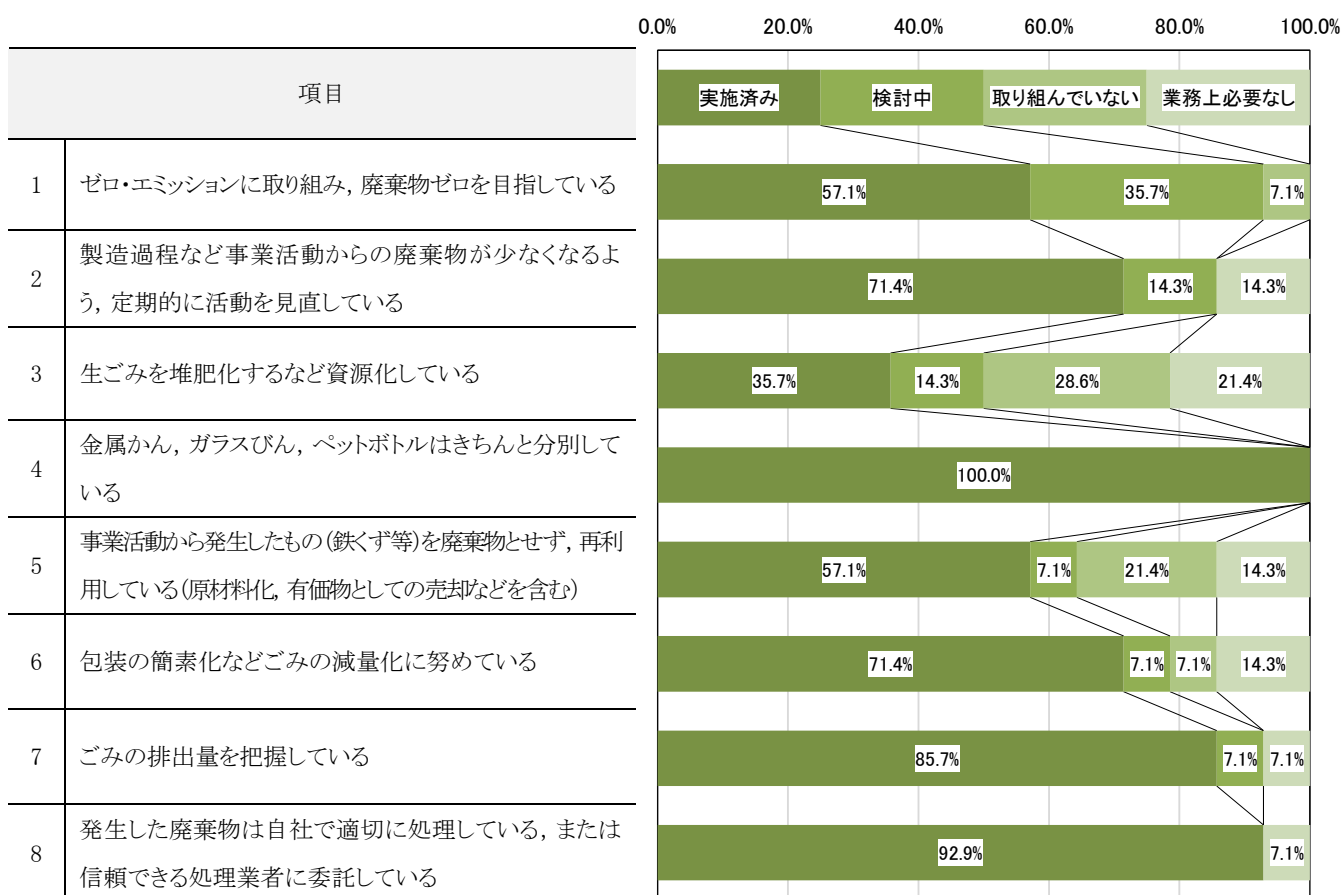
(3) 事業者アンケート調査結果

1) 事業者における環境に対する取組

事業者アンケートでは、「実施済み」は、「金属かん、ガラスびん、ペットボトルはきちんと分別している」(100%)が最も多く、次いで「発生した廃棄物は自社で適切に処理している、または信頼できる処理業者に委託している」(92.9%)、「ごみの排出量を把握している」(85.7%)などとなっています。

また、「取り組んでいない」は、「生ごみを堆肥化するなど資源化している」(28.6%)が最も多く、次いで「事業活動から発生したもの(鉄くず等)を廃棄物とせず、再利用している(原材料化、有価物としての売却などを含む)」(21.4%)、「ゼロ・エミッション*に取り組む、廃棄物ゼロを目指している」(7.1%)、「包装の簡素化などごみの減量化に努めている」(7.1%)などとなっています。

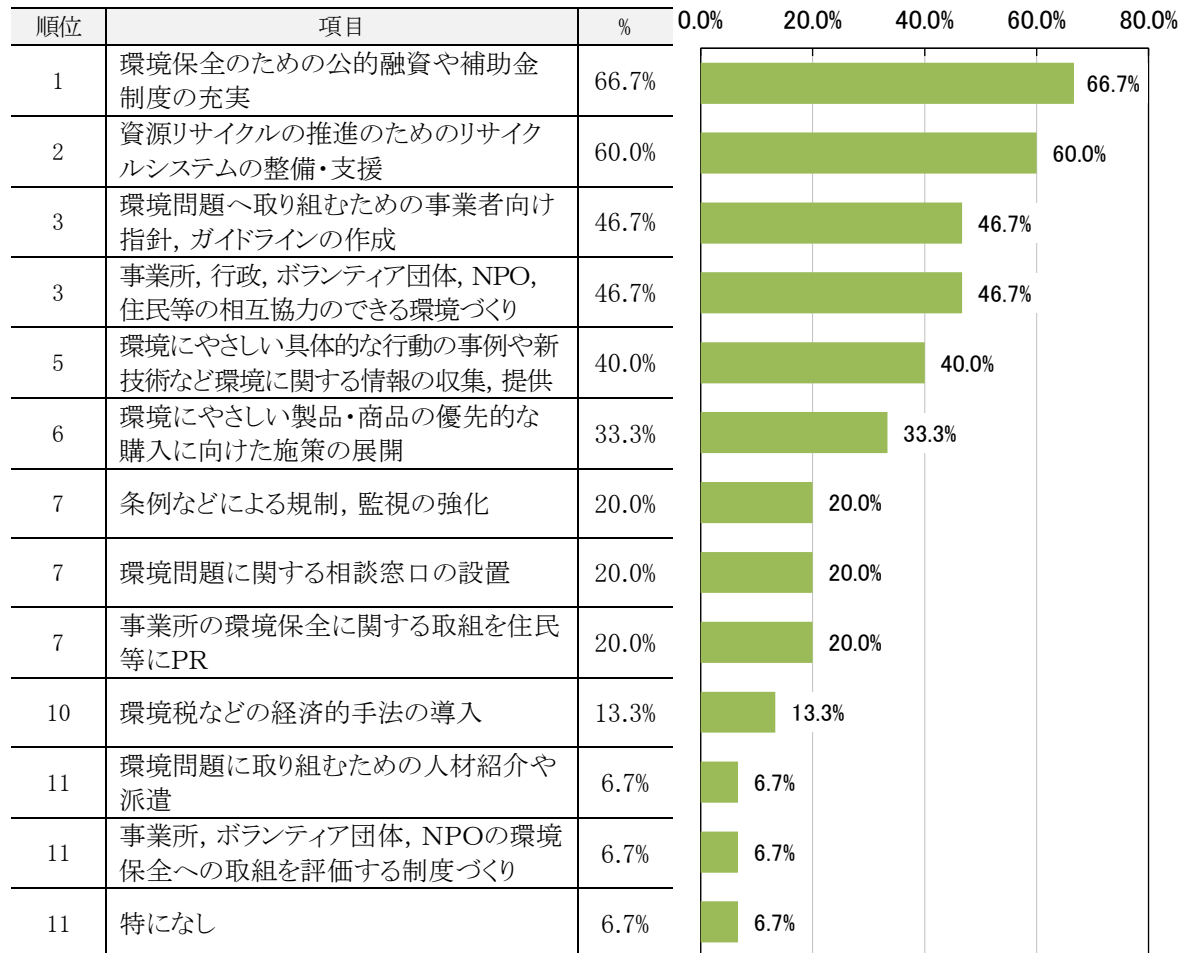
【事業者アンケート(問6)】事業所でのごみの減量やリサイクル、省エネルギー、環境対策等の取組



2) 町に望む環境保全に関する施策

事業者アンケートでは、「環境保全のための公的融資や補助金制度の充実」(66.7%)、「資源リサイクルの推進のためのリサイクルシステムの整備・支援」(60.0%)、「環境問題へ取り組むための事業者向け指針、ガイドラインの作成」,「事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力のできる環境づくり」(46.7%)などが挙げられています。

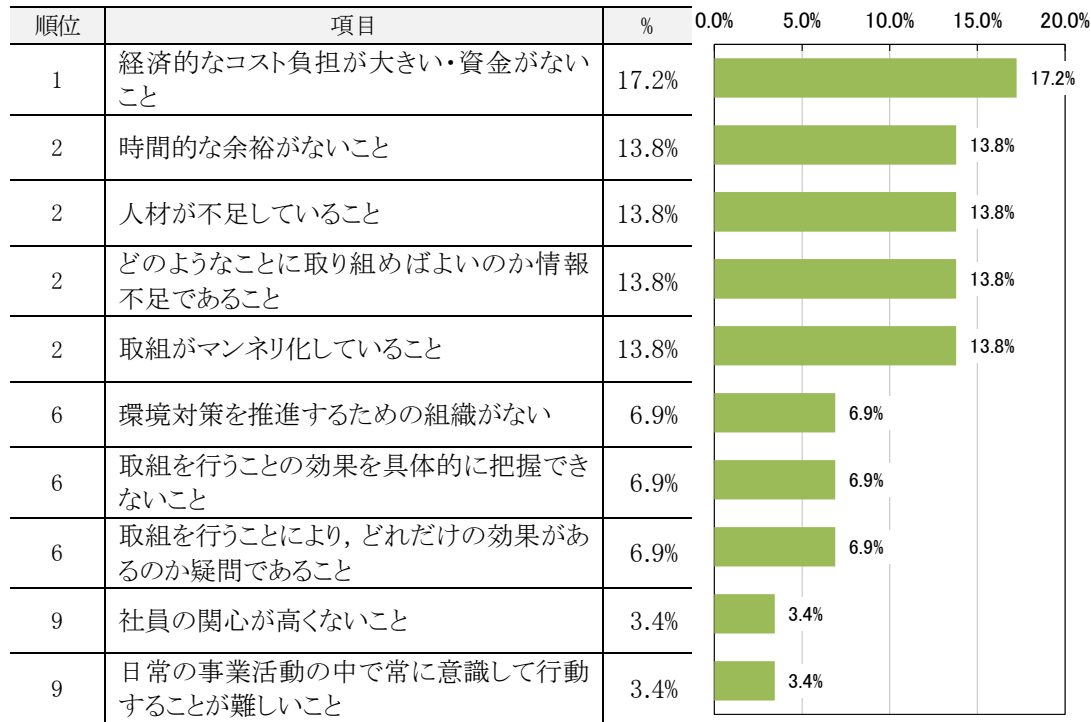
【事業者アンケート(問8)】町に望む環境保全に関する施策



3) 環境保全に取り組むに当たっての問題点

事業者アンケートでは、「経済的なコスト負担が大きい・資金がないこと」(17.2%)、「時間的な余裕がないこと」(13.8%)、「人材が不足していること」(13.8%)、「どのようなことに取り組めばよいのか情報不足であること」(13.8%)、「取組がマンネリ化していること」(13.8%)などが挙げられています。

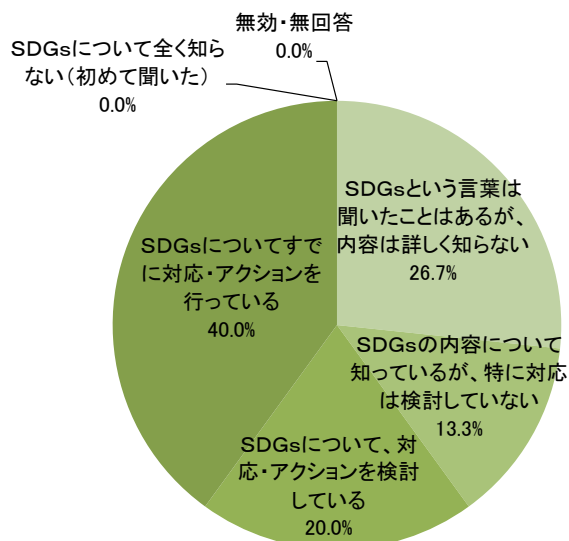
【事業者アンケート(問9)】省エネや省資源、ごみの減量やリサイクルなどの環境保全に取り組むに当たっての問題点



4) 「SDGs」についての認知度や取組

事業者アンケートでは、「SDGsについてすでに対応・アクションを行っている」(40.0%)が最も多く、次いで「SDGsという言葉は聞いたことはあるが、内容は詳しく知らない」(26.7%)となっています。

【事業者アンケート(問11)】「SDGs」についての認知度や取組



第4節 施策の進捗及び目標の達成状況

「五霞町環境基本計画(平成25年改定版)」の進捗状況を把握するため、計画に位置づけられた「施策」の進捗状況及び評価や「環境保全のための指標と目標」に掲げた数値目標の達成状況を把握する調査を実施し、結果を整理しました。

(1) 施策の進捗及び評価の状況

施策の進捗及び評価結果について、基本方針単位でみると、進捗、評価ともに「基本方針3 快適な地域環境の創出」が最も高くなっている一方で、「基本方針5 協働による環境保全活動の推進」が低くなっています。施策単位でみると、「進捗」及び「評価」ともに「3-3 利便性の高い都市環境の創出」が特に高くなっている一方で、「2-3 動植物の保全」、「4-4 循環型社会の形成」、「5-1 環境教育・環境学習の推進」、「5-2 環境保全活動の推進」などは2.5点以下と低い結果となっています。

表：施策の進捗状況と評価

基本方針・施策	進捗(平均点)	評価(平均点)
基本方針1 安全・安心を支える生活環境の保全	3.3	3.2
1-1 大気汚染の保全	3.5	3.4
1-2 水環境の保全	3.4	3.3
1-3 健全な水循環の確保	3.3	3.3
1-4 その他の公害の防止	3.3	3.3
1-5 有害物質対策の推進	2.8	2.7
基本方針2 豊かな自然環境との共生	2.7	2.6
2-1 水辺空間の保全	2.8	2.9
2-2 樹林地・農地の保全	3.1	2.7
2-3 動植物の保全	2.0	2.0
2-4 人と自然のふれあいの確保	2.7	2.8
基本方針3 快適な地域環境の創出	3.6	3.4
3-1 暮らしやすい地域環境の保全	3.5	3.5
3-2 良好な景観の形成	3.0	2.7
3-3 利便性の高い都市環境の創出	4.2	4.1
基本方針4 循環を基調とした社会の構築	3.0	3.0
4-1 地球環境の保全	2.9	2.9
4-2 省エネルギーの推進	3.1	3.1
4-3 新エネルギーの活用の推進	2.8	2.9
4-4 循環型社会の形成	2.5	2.5
4-5 環境美化の推進	3.5	3.4
基本方針5 協働による環境保全活動の推進	2.0	2.0
5-1 環境教育・環境学習の推進	1.8	1.9
5-2 環境保全活動の推進	2.1	2.2

進捗状況<<判定基準>>	評価<<判定基準>>
5: 予定通り順調に進んでいる(概ね80%以上の進捗率)	5: 期待される成果があがっている(概ね80点以上の評価点)
4: 予定通り進んでいるものの至っていないところがある(概ね60%以上の進捗率)	4: 期待される成果があがっているものの至っていないところがある(概ね60点以上の評価点)
3: 着手したが遂行上の課題がある(概ね40%以上の進捗率)	3: 遂行上の課題があり期待される成果があがっていない(概ね40点以上の評価点)
2: ほとんど着手できていない(概ね40%未満の進捗率)	2: ほとんど評価できない(概ね40点未満の評価点)
1: 実施見込みなし・廃止	1: 評価不能

(2) 環境保全のための指標と目標の状況

全ての指標(23 指標)のうち、「目標値を上回った指標」が 9 指標(39.1%)、「概ね目標値どおりの指標」が 5 指標(21.7%)、「目標値を下回った指標」が 7 指標(30.4%)、「未実施などにより達成状況が不明な指標」が 2 指標(8.7%)などとなっています^(注1)。

目標値を上回った指標^(注2)は、「有害物質による健康被害などの発生件数」、「町民が自然とふれあえる機会や場所の整備」、「適正な土地利用、道路整備の推進」、「町の事務事業からの温室効果ガスの排出量(目標値)」、「環境美化運動への参加者数」などとなっています。

目標を下回った指標は、「公園の整備状況(公園面積)」、「まちなみや田園風景の美しさに対する町民の満足度」、「公用車保有台数」、「リサイクル率」、「野焼きに対する苦情件数」などとなっており、未実施などにより達成状況が不明の指標は、「環境学習・講座などの実施」や「町内の動植物の状況について調査・把握」などとなっています。

注1:各目標の達成状況における指標の割合の合計は四捨五入の関係から100%になりません。

注2:指標項目の内訳は、資料編「環境保全のための指標と目標の項目及び達成状況」に掲載しています。

表:目標の達成状況

基本方針・施策	目標の達成状況			
	◎	○	△	不明
基本方針 1 安全・安心を支える生活環境の保全の合計	4 指標	1 指標	1 指標	0 指標
1-1 大気汚染の保全	1 指標	-	-	-
1-2 水環境の保全	-	-	1 指標	-
1-3 健全な水循環の確保	-	1 指標	-	-
1-4 その他の公害の防止	1 指標	-	-	-
1-5 有害物質対策の推進	2 指標	-	-	-
基本方針 2 豊かな自然環境との共生の合計	2 指標	2 指標	0 指標	1 指標
2-1 水辺空間の保全	-	1 指標	-	-
2-2 樹林地・農地の保全	1 指標	1 指標	-	-
2-3 動植物の保全	-	-	-	1 指標
2-4 人と自然のふれあいの確保	1 指標	-	-	-
基本方針 3 快適な地域環境の創出の合計	1 指標	0 指標	2 指標	0 指標
3-1 暮らしやすい地域環境の保全	-	-	1 指標	-
3-2 良好な景観の形成	-	-	1 指標	-
3-3 利便性の高い都市環境の創出	1 指標	-	-	-
基本方針 4 循環を基調とした社会の構築の合計	1 指標	2 指標	4 指標	0 指標
4-1 地球環境の保全	1 指標	-	-	-
4-2 省エネルギーの推進	-	-	1 指標	-
4-3 新エネルギーの活用の推進	-	-	1 指標	-
4-4 循環型社会の形成	-	1 指標	1 指標	-
4-5 環境美化の推進	-	1 指標	1 指標	-
基本方針 5 協働による環境保全活動の推進の合計	1 指標	0 指標	0 指標	1 指標
5-1 環境教育・環境学習の推進	-	-	-	1 指標
5-2 環境保全活動の推進	1 指標	-	-	-
合 計	9 指標	5 指標	7 指標	2 指標

目標の達成状況<判定基準>

◎:目標値を上回った指標(目標値(R4)に対して100%以上の実績値(R3)を達成した場合)

○:概ね目標値どおりの指標(目標値(R4)に対して100%未満、80%以上の実績値(R3)を達成した場合)

△:目標値を下回った指標(目標値(R4)の80%未満の実績値(R3)の場合)

不明:未実施などにより達成状況が不明な指標

第5節 主要課題

本町における環境状況やアンケート調査結果、施策の進捗及び目標の達成状況等の環境概況を踏まえ、新たな環境課題にも対応するため、本町が捉えるべき環境課題を総括的に整理しました。

課題1 複合した環境課題に対応する

今日の環境問題は、都市型・生活型の環境問題のみならず、地球規模の環境問題への対応も求められます。環境への取組が進む一方、環境問題への対応が複雑化・高度化し、環境分野への対応は行政政策のあらゆる分野と関連するようになっていきます。

これからの計画は、多岐にわたる環境対応を列挙するだけでなく、複合した環境課題に対応できるよう、庁内の推進体制も含めて、行政、町民、事業者が相互連携する仕組みと複合的な課題に対応した施策の展開が求められます。

(1) 新たな複合的課題に対応する町内外の連携

【五霞町環境基本計画(平成25年改定版)の施策の進捗と評価からみた課題】

施策の進捗状況などをみると、生活環境の分野や廃棄物対策の分野など、環境対策として役割分担が明確に分かれている分野は進捗がみられる一方、自然環境との共生や協働によって進める分野は、進捗状況に課題もみられます。行政だけでなく町民や活動団体などと協力して進めたり、様々な分野の部局が協力するような、横断的に進める分野について、達成が難しいことが伺えます。

環境課題は、時代の変化とともにその範囲は広がり、さらに複合化・高度化する傾向にあることから、これらに対応するためには、庁内や外部との連携が重要となってきます。

(2) 分野横断的な取組

【五霞町環境基本計画(平成25年改定版)の目標の達成状況からみた課題】

目標の達成状況などをみると、法令等で定められた基準などが設定されているようなルール化が進む公害対策や環境保全対策などは、その目標の達成度は高い傾向にあります。

これらの結果は、分野ごとの環境対策のレベルが上がってきたことの成果であるとみることができますが、今後、環境問題が複合化・高度化する中で、行政分野の垣根を越えて環境対策に取り組んでいくことが求められます。

課題2 新たな環境問題や経済・社会システムの変化に対応する

環境問題は、地域だけの問題ではなく世界的な環境問題への対応も求められます。特に昨今では、持続可能な開発目標(SDGs)、パリ協定、プラスチックごみ問題、2050年カーボンニュートラルといった世界的な環境問題に、どれだけ自治体レベルで対応できるかが求められるようになっていきます。

新型コロナ対策として変化が進む「新しい生活様式」や加速する「デジタルシフト」、エネルギー政策の大きな転換による産業構造や社会経済の変革など、本町の環境に及ぼす影響を見据えて、その施策の展開が求められます。

(1) 新たな環境問題への取組

【町民アンケート・事業者アンケート結果からみた課題】

町民アンケートや事業者アンケート結果をみると、SDGsの認知度は、町民では 50.9%(18.0%が行動をしていると回答)、事業者では 73.3%が、認知している(60%が何らかの対応を検討するか実践していると回答)状況です。また、関心のある環境テーマについても、「地球温暖化」はほとんどの人が関心を持っており、さらに海から遠い位置にある本町でも「海洋の汚染」などは意識が高いことから、新たに問題となる環境テーマについても、町民の関心が高いことが伺えます。

このようなことから、昨今、様々な報道を通じて伝えられる新しい環境問題のテーマについても、積極的に取り組むことが必要です。

(2) デジタル技術等を活用した環境対策

【本町の環境を取り巻く社会的動向などからみた課題】

国においても、令和 4 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略*」を策定するなど、官民が連携して、デジタルトランスフォーメーション*(DX)を積極的に推進する流れとなっています。

基礎自治体ができることには限界がありますが、カーボンニュートラルの実現も、小さな取組を広げて、世界的な環境問題の解決につなげていく必要があります。

課題 3

社会的慣習として環境配慮行動を定着させるために

【本町の取組成果を踏まえた総合的な課題】

町民や事業者アンケートなどからは、いわゆる公害対策としての対応は着実に取り組まれている様子が伺え、さらに地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨といった 1990 年代から注目されはじめた環境問題についても、町民や事業者の意識は高く、その行動様式も、着実に環境に配慮した行動として根付きつつある傾向にあります。

新たな環境問題として表面化してきている事象に対して、人々の認識は高くなってきていることがアンケート結果からも伺えますが、行動として実践している人は、まだまだ大多数とはいえない状況です。

環境問題の対策は、最終的には、町民一人ひとりの行動変容を促進していくことが重要です。そのため、新たな環境配慮行動を社会的慣習として定着させていくことにより、五霞町の目指す「**望ましい環境像**」の実現につなげていくことが理想です。

第3章 望ましい環境像と施策の基本方針及び体系

第1節 望ましい環境像

「五霞町環境基本計画(平成 25 年改定版)」では、町が目指す望ましい環境像を「水と緑と人がきらめく 豊かな自然と共生するまち 五霞」と定め、環境保全に向けた各種の施策を推進してきました。

本計画においてもこれまでの望ましい環境像を継承し、本町の水と緑の豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、更なる良好な環境の形成を目指します。

【望ましい環境像】

水と緑と人がきらめく 豊かな自然と共生するまち 五霞

本町は、利根川などの河川に囲まれた水と緑の豊かな自然環境に恵まれたまちです。先人たちはこれらの自然の恵みの中で生活を営み、住みよいまちを築き上げる努力を続けてきました。私たちは、安全で快適な生活を営むため、健全で豊かな環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

私たちはまちを取り巻く環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、行政、町民、事業者が連携し、協力し合って、一層良好な環境を創造していくことが求められています。

近年、地球規模の多様な環境問題に直面しています。国際社会では、全世界が取り組むべき普遍的な目標として、「持続可能な発展のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標「SDGs」の取組が求められています。このような時代の中で、本町においても、行政、町民、事業者それぞれが能動的に身近な環境に関与しながら、環境と経済の好循環による持続可能なまちづくりに取り組んでいくことが重要です。



第2節 施策の基本方針

私たちを取り巻く生活環境は、地球環境と密接に関係していることから、広範囲にわたる分野に関連する施策を講じていく必要があります。これらのことから、下記に示した4つの基本方針を定め、施策を体系的に整理し、基本方針ごとに目標や施策を位置づけ、望ましい環境像の実現を目指していきます。

基本方針1 安全・安心で快適な生活環境づくり

方針：町民が健やかで快適に安心して暮らし続けられる環境を守るには、日常生活における様々な生活環境上のリスクを未然に防ぐことが重要です。いつまでも安全・安心な生活環境となるよう、行政、町民、事業者による様々な取組を進めます。

基本方針2 豊かな自然環境と共生した地域環境づくり

方針：本町は、地形や気候といった自然的条件とともに、多種多様な生物が織り成す生態系のバランスのもとに成り立っています。自然が持つ豊かな恵みを将来の世代に継承するため、豊かな自然環境と共生した地域環境づくりを進めます。

基本方針3 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり

方針：私たちは、地球が有している限りある資源と浄化作用の恵みを次の世代に引き継いでいく責務を負っています。このため、社会経済活動において、環境への負荷をできる限り軽減させ、持続可能な循環型の社会環境づくりを進めます。

基本方針4 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり

方針：行政、町民、事業者が、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組めるよう、活動の支援や教育・啓発等を通じて、環境を保全する人・仕組みづくりを構築します。

第3節 施策の体系

本町の目指すべき環境像の実現に向けて、4つの基本方針に基づく基本施策、施策、個別施策を展開し、施策相互の有機的な連携を図り、総合的かつ計画的に推進していきます。

環境像	基本方針	基本施策
【水と緑と人がきらめく豊かな自然と共生するまち 五霞】	基本方針 1 安全・安心で快適な生活環境づくり	1 公害発生の防止
		2 化学物質・放射性物質等による問題の未然防止
	基本方針 2 豊かな自然環境と共生した地域環境づくり	1 自然と人が共存する空間づくり
		2 地域生活環境の保全と活用
		3 適正な土地利用の規制・誘導による地域環境の創出
	基本方針 3 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり	1 地球環境の保全
		2 カーボンニュートラルの実現に向けた展開
		3 循環型社会の形成
	基本方針 4 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり	1 環境教育・環境学習の推進
		2 環境保全活動の推進

施策	個別施策
1 大気環境の保全	(1) 固定発生源(事業所等)対策の推進 (2) 移動発生源(自動車)対策の推進 (3) 大気環境の監視及び意識啓発
2 水環境の保全	(1) 河川水質の監視と保全 (2) 地下水質の監視と保全 (3) 水環境の保全意識の高揚
3 健全な水循環の確保	(1) 水資源の利用 (2) 生活排水対策の推進 (3) 事業活動からの排水対策の推進
4 公害防止対策(騒音, 振動, 悪臭, 土壌汚染, 地盤沈下)の推進	(1) 公害防止対策 (2) 公害苦情の適正処理と啓発活動
1 化学物質, ダイオキシン類*, アスベスト対策の推進	(1) 化学物質対策
2 放射性物質対策の推進	(1) 放射性物質対策
3 生活環境悪化の防止対策	(1) 不法投棄等の防止対策 (2) 野焼きの防止対策 (3) 環境美化の推進
1 豊かな水辺と緑地空間の保全・活用	(1) 河川・水辺空間の保全と維持管理 (2) 河川・水辺空間の利活用 (3) 農地の保全 (4) 環境に配慮した農業の推進
2 生物多様性に富んだ生物生息空間の形成	(1) 多様な動植物が生息できる環境の保全・創出 (2) 在来種の保護と外来種対策の推進
3 自然とふれあえる場と機会の確保	(1) 自然とふれあえる空間づくり (2) 自然とふれあう機会づくり (3) 自然と人の営みの歴史が調和した「農の風景」の形成
1 身近な公園・緑地の整備	(1) 身近な公園・緑地の整備と適正な維持管理 (2) 緑化の推進
2 道路整備と交通の利便性の向上	(1) 道路整備の推進による円滑な交通流の確保
3 きれいで心地よいまちづくりの推進	(1) 良好な暮らしの環境の場の形成 (2) 良好な景観の形成促進
1 適正な土地利用と都市基盤の整備	(1) 土地利用計画に基づくまちづくり
2 水と緑のネットワークの形成	(1) 水辺空間と緑地空間のネットワーク化
1 地球温暖化対策の推進	(1) 温室効果ガス排出量の削減 (2) 地球温暖化防止に向けた意識の向上 (3) 二酸化炭素の吸収源対策の推進
2 オゾン層の保護, 酸性雨対策の継続	(1) フロン類の適正回収・適正処理の推進 (2) 酸性雨に関する情報収集の継続
1 温暖化対策に資する省エネルギーの取組の推進	(1) 省エネルギーの取組の推進 (2) 自動車の適正利用, 自転車利用の促進 (3) 省エネルギー設備・機器の普及推進 (4) 次世代自動車や低燃費・低公害車の普及推進
2 地域特性を生かした新エネルギーの導入の検討	(1) 地域特性を生かした新エネルギーの導入の検討
3 新エネルギーの導入に向けた体制の整備	(1) 体制・システム等の構築 (2) 新エネルギー導入への理解と意識高揚に向けた情報提供・意識啓発
1 ごみの減量の推進	(1) 家庭からのごみの排出抑制 (2) 事業所からのごみの排出抑制
2 再使用・再資源化の推進	(1) 再使用・再資源化の推進 (2) 環境保全に資する製品の普及促進
1 環境教育・環境学習の活発化	(1) 環境教育・環境学習の活発化
2 環境学習の推進に向けた仕組みの整備	(1) 環境学習の土台づくりに向けた環境情報提供の充実化
1 一人ひとりの環境保全の取組の推進	(1) 町民や地域の取組の推進 (2) 事業者の取組の推進 (3) 町の取組の推進
2 各種団体等との連携・協力の推進	(1) 人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化 (2) 地域コミュニティの活性化

第 4 章 基本施策

基本方針 1 安全・安心で快適な生活環境づくり



■目指す姿（10年後の姿）

事業活動からの影響が低減されるとともに、次世代エネルギーへの転換が進み、大気環境にやさしい町民のライフスタイルが定着し、きれいな空気により、健康的で快適な日常生活が営まれています。

また、事業所における化学物質の排出抑制や適正な管理、廃棄物の適正処理、有害物質の飛散・漏えい対策などが徹底され、事業所と地域の信頼関係のもとで安心して暮らせるまちづくりが進んでいます。

現況と課題

周囲を河川に囲まれた本町は、町全体が台地状で平坦な地形となっており、町内の全域にわたってほ場整備事業が実施され、平坦で肥沃な土地を利用した水田や畑地など、農業を中心とした土地利用が図られています。

都市的土地利用においては、原宿台などの住宅地のほか、川妻工業団地や江川工業団地、大崎工業団地、土与部工業団地、ごかみらい産業団地などの工業用地として利用されています。一方、自然的土地利用については、農業を中心とした土地利用のほか、利根川や江戸川、中川などの広大な河川空間の中で、緑豊かな貴重な自然生態系が残されています。

このような土地条件のもとに、町民や事業者をはじめとした様々な人々の社会経済活動が行われていますが、日々の営みの中で生じる環境に関する課題は、時代の変化とともに高度化・複雑化する傾向にあります。

これまでも公害対策として取り組んできた「騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下などの公害」についても変化がみられています。近年では、従来の事業所・工場や建設作業によるものだけでなく、ライフスタイルの変化により、店舗や近隣からの騒音など、発生要因が多様化してきており、これらの状況への対策が求められています。また、町民の健康や生活環境を守る上で大切な大気や水、化学物質などについても、環境基準に基づいた観測を行っていますが、局地的な大気汚染の苦情や新たな化学物質への対策など対応すべき課題は残っており、これらへの対策が求められる状況です。

一方、生活環境における対策も課題となっています。工業団地を有し、幹線道路が町を貫くように通り、町外から訪れる人も多い本町の特徴から、不法投棄は、依然として後を絶たず、その手口は悪質・巧妙化する傾向にあります。また、野焼きについても、法律により、原則として禁止されていますが、未だに野外焼却が見受けられる状況です。

今後も、このような身近な生活環境における環境問題の対策についても、引き続き取り組んでいくことが求められます。

施策の体系

基本施策	施策
基本施策1 公害発生の防止	施策1 大気環境の保全
	施策2 水環境の保全
	施策3 健全な水循環の確保
	施策4 公害防止対策(騒音, 振動, 悪臭, 土壌汚染, 地盤沈下)の推進
基本施策2 化学物質・放射性物質等 による問題の未然防止	施策1 化学物質, ダイオキシン類, アスベスト対策の推進
	施策2 放射性物質対策の推進
	施策3 生活環境悪化の防止対策

指標と目標値

指標 [算出根拠・出典]		実績値 (令和3年度)	目標値 (令和14年度)
基本 施策 1	光化学オキシダント(Ox)昼間の1時間値の環境基準の超過件数 ^(注1) [測定局:古河保健所 資料:茨城県環境測定結果]	0件	0件
	「空気のさわやかさ, きれいさ」に対する町民の満足度 [五霞町環境に関するアンケート調査(令和4年度実施)]	22.7%	30.0%
	エコドライブ*(急発進をしない等)をいつも行っている町民の割合 [五霞町環境に関するアンケート調査(令和4年度実施)]	60.4%	70.0%
	五霞落川における環境基準値(BOD75%値*)の超過件数 [環境基準値5.0mg/Lを基準 ^(注2) とした超過件数]	0件	0件
	「川や水路などの水辺のきれいさ」に対する町民の満足度 [五霞町環境に関するアンケート調査(令和4年度実施)]	5.7%	15.0%
	公害苦情件数(大気汚染, 水質汚濁, 騒音, 悪臭等を含む) [生活安全課記録資料]	58件	35件
基本 施策 2	有害物質による健康被害などの発生件数 [生活安全課記録資料]	0件	0件
	町内での放射線量率の健康に影響がない範囲の値 ^(注3) の超過件数 [生活安全課(放射性物質のモニタリングポストによる測定)]	0件	0件
	不法投棄ごみ回収件数 [生活安全課記録資料]	34件	20件
	野焼きに対する苦情件数 [生活安全課記録資料]	21件	12件

注1:光化学オキシダントの環境基準*「昼間の1時間値が0.06ppm以下」であることとなっており,本町の令和3年度における昼間の1時間値の最高値は0.029ppmと環境基準以下の値となっています。

注2:五霞落川は,「水質汚濁に係る環境基準」の指定がないことから,五霞落川が流入する中川(基準点:豊橋)における環境基準5.0mg/Lを超過基準値として件数を把握します。令和3年度の五霞落川のBOD75%値は令和3年度で4.0mg/Lとなっています。

注3:健康に影響がない範囲の値は3.8マイクロシーベルト/時間以下としています。放射線量率の測定は,役場において可搬型モニタリングポストを設置し行っています。

基本施策 1 公害発生防止

本町は四方を河川に囲まれた緑豊かな自然環境と圏央道や新 4 号国道を軸とした工業団地の立地など自然と都市のバランスのとれた町となっています。そのような環境の中で、豊かな自然環境と町民の健康的な生活環境を守るため、大気環境や水環境の保全、水資源の利用や生活排水対策、公害の未然防止に取り組むことが重要です。

【行政の役割】

- ・大気環境は良好な状態が維持されていますが、交通渋滞に伴う自動車からの排気ガスや野焼きなどによる局地的な大気汚染に対する苦情が生じており、今後はこれらに対する監視・指導等を重点的に行います。
- ・利根川や中川、江戸川の河川は、本町及び下流域の自治体の水道水の水源となっているため、今後も茨城県や近隣自治体と連携しながら、良好な水質の維持に努めます。
- ・排水対策としては、公共下水道及び農業集落排水への接続率の向上に努めるとともに、保守や修繕等を今後も計画的に推進します。また、事業活動からの排水対策を継続的に進めます。

【町民の役割】

- ・自家用車を購入する際には、環境に配慮した自動車の導入に努め、近くへの外出の場合には、公共交通機関や自転車等の積極的な利用を心がけます。
- ・町民一人ひとりが家庭でできる生活排水対策に取り組むとともに、節水や適切な排水処理に努めます。
- ・違法な野焼きは行わないようにします。

【事業者の役割】

- ・法令等を遵守し、大気汚染、騒音、振動などの公害の防止に努めます。
- ・走行経路の工夫、低公害型・低負荷型の機械の使用等に努めるとともに、環境への負荷の低い燃料や低公害車*の導入を進めます。
- ・節水装置の導入や水の再利用、雨水タンクの導入など、事業所内での節水に努めます。
- ・大気汚染や水質汚濁に関する管理目標を設定し、定期的に調査を行い、大気汚染や水質汚濁の未然防止に努めます。

施策1 大気環境の保全

(1) 固定発生源（事業所等）対策の推進

- 「大気汚染防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づく、ばい煙発生施設及び特定施設を持つ事業所に対する茨城県の立入検査・指導に協力し、排出基準の遵守の徹底を促進し、公害の低減に努めます。
- 上記以外のばい煙発生施設等を持つ事業者に対して、施設の適正管理を促進します。
- 大気環境への負荷の低減を図るため、事業者に対して次世代エネルギーへの転換を促進します。

(2) 移動発生源（自動車）対策の推進

- 公用車については、更新時にハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車も含む)、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入を優先的に検討します。
- 次世代自動車や低燃費*・低公害車の環境に配慮した自動車の導入の促進を図るため、町民への税優遇制度等の周知に努めます。
- 公共交通機関(バス)の利用の推進に向け、運行本数や経路の見直しを行うなど、利便性の向上に努めるとともに、公共交通の利用促進活動等の情報提供に努めます。
- 公共交通機関、自転車、徒歩などの環境負荷の小さい移動手段を促進するとともに、自動車の利用に際しては、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけるよう意識啓発を行います。
- 歩道の拡幅や自転車道の整備に努めるとともに、慢性的な交通渋滞が問題になっている箇所については、交差点の改良など問題の解決に向け、国や茨城県に対して要望活動を行います。



公共交通
(五霞町コミュニティ交通ごかりん号)

(3) 大気環境の監視及び意識啓発

- 茨城県や近隣自治体、関係機関等との連携を密にし、大気環境(大気汚染物質や光化学オキシダント等)の測定結果を広報紙やホームページ、SNSを通じて公開します。

施策2 水環境の保全

(1) 河川水質の監視と保全

- 利根川については、今後も水質の測定結果を収集することで水質の状況を把握し、本町の水源としての水質の変化を監視していきます。
- 中川、江戸川については、近隣自治体や各種団体等との連携により、水質保全の推進や監視体制の強化などの取組を実施します。
- 権現堂川については、河川管理者である埼玉県と連携を図るとともに、埼玉県の近隣自治体と協力しながら、夏季のアオコの発生抑制も含め、今後も継続して水質改善に努めます。
- 五霞落川については、今後も定期的な水質検査を継続し、数値超過が生じた場合には原因究明に努めるとともに、調査結果を公表します。

- 有害物質や油等の汚染物質の流出の未然防止を徹底するとともに、事故が生じた場合には、関係機関等と協力し、被害を抑えるために迅速な対応を行います。

(2) 地下水質の監視と保全

- 地下水質の状況については、今後も定期観測を継続するとともに、茨城県が実施する地下水質の測定結果を収集し、適正な把握に努めます。
- 茨城県との連携により、有害物質の地下浸透禁止の徹底について指導するよう努めます。
- 地下水の汚濁を防止するため、適切な施肥について農業従事者から理解が得られるよう周知に努めます。

(3) 水環境の保全意識の高揚

- 河川や地下水の水質保全意識の高揚に向けた情報発信を行うとともに、水とふれあう機会の創出などに努め、水質保全の意識啓発を行います。
- 国や茨城県、近隣自治体、各種団体等と連携し、効果的な情報提供を行います。

施策 3 健全な水循環の確保

(1) 水資源の利用

- 今後も良好な水道水を供給するため、水道施設の適切な維持管理に努めます。
- 水資源の有効利用を図るため、町民や事業者に対して節水や水の有効利用のための意識啓発を行うとともに、周知に努めます。

(2) 生活排水対策の推進

- 公共下水道及び農業集落排水への接続率の向上を図るとともに、適切な維持管理と必要な整備を推進します。
- 公共下水道及び農業集落排水の区域外においては、生活排水による水質汚濁の防止に努めるため、合併処理浄化槽への転換を促進します。
- 家庭でできる生活排水の負荷削減に向けた取組内容の周知や啓発に努めるとともに、浄化槽の保守点検の実施を促進します。

(3) 事業活動からの排水対策の推進

- 「水質汚濁防止法」及び「茨城県生活環境の保全等に関する条例」に基づく特定施設を持つ事業所に対して、排出基準が遵守されるよう、茨城県が行う立入検査・指導に同行し、排水対策の推進に努めます。
- 上記以外の施設等を持つ事業者に対して、施設の適正管理を促進します。
- 農業関係団体等と協力し、農業従事者に対する農薬の適正使用や有機肥料の利用を促進するなど、環境にやさしい農業生産を推進します。

施策4 公害防止対策（騒音、振動、悪臭、土壤汚染、地盤沈下）の推進

(1) 公害防止対策

- 公害や健康被害を防ぐため、事業者への「騒音規制法」、「振動規制法」、「悪臭防止法」、「土壤汚染対策法」、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」、「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」などの遵守を徹底させます。
- 事業者に対して、騒音、振動、悪臭に対する規制や指導、監視を行うとともに、事業活動における環境配慮型の機器（低騒音型の機械など）の使用を促進します。
- 低騒音舗装の導入などによる道路交通騒音の低減を検討するとともに、道路管理者等への防止措置の要請など、騒音・振動対策に取り組みます。
- 事業活動に起因する近隣騒音や悪臭を防止するため、商工団体・農業団体などに対し、加盟事業者への適正な指導を行います。
- 地下水の採取規制を継続し、地盤沈下の防止に努めます。また、地下水の涵養に関する知識の普及、地盤沈下の現状に関する情報提供を進めます。

(2) 公害苦情の適正処理と啓発活動

- 町民の相談や関係機関との連絡調整に努め、公害苦情を受け付けたときの現状の確認、関係者への調査や指導など、適正な対応を行います。
- 騒音、振動、悪臭などの典型7公害*について、家庭生活や事業活動が周囲に迷惑を及ぼさないよう、町民や事業者一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、環境マナーの普及啓発に努めます。

基本施策 2 化学物質・放射性物質等による問題の未然防止

町民の健康を守るため、化学物質や放射性物質対策に取り組むとともに、不法投棄やポイ捨て、野焼きの防止対策を進めることが重要です。

【行政の役割】

- ・国や茨城県、近隣自治体、関係機関などとの連携・協力により、各種の調査や情報収集に努め、町民の安全・安心に配慮した環境保全に取り組みます。
- ・町民の健康を守るため、放射線量の測定や放射性物質が飛散した場合の連携・協力体制を整えます。
- ・空き地や山林・河川敷などへの不法投棄やポイ捨て、野焼きなどの問題の解決に向けて取り組みます。

【町民の役割】

- ・ガーデニングなどでは除草剤などの薬品の使用を控え、野焼きはしないこととします。
- ・不法投棄の現場などを発見したら、町の担当部署への通報に協力します。
- ・たばこの吸い殻やごみのポイ捨てはしないようにし、ペットの糞は飼い主がきちんと始末し、地域の環境美化に努めます。

【事業者の役割】

- ・法令等を遵守し、化学物質などによる汚染・被害を周辺に発生させないように配慮します。
- ・地域住民とのコミュニケーションを深め、環境に関する情報公開に努めます。
- ・所有地の適正な管理に努め、雑草の繁茂や害虫の発生、不法投棄などが生じないようにし、敷地内や敷地周辺の清掃を定期的に行い、地域の環境美化に努めます。
- ・農業においては、農薬や化学肥料は適正に使用・管理し、使用済ビニール等については、野焼きはせず、適正に処理するよう努めます。
- ・製造業においては、生産工程で使用する化学物質などの使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏えい防止を徹底するとともに、業務用施設や設備などの定期的な点検・整備により公害の未然防止に努めます。

施策1 化学物質，ダイオキシン類，アスベスト対策の推進

(1) 化学物質対策

- 国や茨城県，関係機関との連携・協力を強化し，化学物質の安全性や環境保全に関する情報，新たな環境汚染物質の情報などの収集に努めます。
- PRTR制度*を活用し，町内に登録された特定化学物質の種類や排出量の把握，化学物質による環境へのリスクの把握に努めます。
- 行政，町民，事業者の連携を密にし，情報の共有化や化学物質に対する正しい理解を推進することにより，地域における相互の信頼関係の構築に努めます。
- 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定施設を持つ事業所に対する茨城県の立入検査・指導に協力し，規制基準の遵守を徹底させます。
- 茨城県大気汚染常時監視情報に関する測定物質の調査結果について，広報紙やホームページ，SNSなどを通じて公表を検討します。
- アスベストを使用した建築物については，解体・処理現場でのアスベスト飛散対策の適正実施を指導します。

施策2 放射性物質対策の推進

(1) 放射性物質対策

- 町民の健康への不安を払拭するため，町内での放射線量の測定などに引き続き取り組み，放射線について正しい知識を持ってもらうよう情報提供や啓発に努めるとともに，その他の必要な処置を講じます。
- 放射線物質が飛散した場合に適切な対応がとれるように国や茨城県，関係機関との連携・協力体制の更なる拡充に努めます。

施策3 生活環境悪化の防止対策

(1) 不法投棄等の防止対策

- これまでに不法投棄が行われた場所や状況について情報を整理し，不法投棄が行われやすい場所や状況の傾向を把握し，対策の実施と未然防止に努めます。
- 不法投棄やポイ捨ての多発地点などには，防止のための看板を設置するとともに，パトロールを実施し，不法投棄の未然防止と早期発見・回収に努めます。また，不法投棄が確認された場合，関係機関と連携し，不法投棄行為者の摘発に取り組みます。
- 不法投棄を見つけた場合には速やかに通報が行われるよう，茨城県の「不法投棄 110 番」などの通報先の周知に努めます。
- 不法投棄やポイ捨てを行わないよう，町民や事業者への啓発を強化します。



不法投棄(町内)

(2) 野焼きの防止対策

- 野焼きの監視・指導體制を強化するとともに、野焼きの通報を受けた場合には、迅速・適切な対応を行います。
- 野焼きは、農業者が行う稲わら等の焼却などの例外を除き、法律により禁止されている行為であるため、野焼きを行わないよう町民や事業者に対して周知や啓発、指導に努めます。
- 稲わらやもみ殻については、農地で焼却されることを減らすため、バイオマスとしての再利用方法を検討します。

(3) 環境美化の推進

- 行政、町民、事業者が協働して、公共的空間でのごみ投棄などを防止するとともに、環境美化運動により、ポイ捨てごみ等の回収を今後も継続します。
- ペットの適切な管理や散歩時の糞の始末について啓発を行い、飼い主のマナー向上に努めます。



環境美化運動(権現堂川沿い)

基本方針 2 豊かな自然環境と共生した地域環境づくり



■目指す姿（10年後の姿）

首都経済圏の交通の要衝として、立地の良さから、町内には産業系の事業所の立地がさらに進み、それに伴い住宅地も整備され、町の活力が高まっています。さらに、気軽に水辺に親しめる環境が整うなど、川に囲まれた環境も町の特徴として生かしたまちづくりが進み、自然と都市の関係が適度に配分され、都市機能のバランスがとれた町となっています。

公園や緑地のみならず、本町らしい農のある風景、多様な生きものの生息空間など、身近に感じる自然豊かな環境が、町内で生活する日常の中で、また、町内に通勤して働く日々の中で、安らぎと潤いをもたらすようになっています。

現況と課題

本町には、縄文時代に端を発する文化財などが存在し、古くからこの地で人々の暮らしが営まれていた痕跡が残っています。中世のころは「下河辺荘」といわれ、利根川水系、渡良瀬川水系などが織り成す水運の要衝であったこの地は、昭和の時代になり、農工両全の施策を掲げ、「首都圏整備法」に基づく近郊整備地帯の指定により、首都近郊の町として成長してきました。現在では、首都圏を連絡する動脈である新4号国道の拡幅や、五霞インターチェンジの開通などもあり、首都経済圏の交通の要衝として、さらに発展が期待される場所となっています。

このような立地条件にある中、本町は周囲を河川で囲まれ、「利根川・菅生沼近郊緑地保全区域」に指定されている区域があるなど、自然豊かな水辺環境を有しています。この自然豊かな水辺環境をはじめ、古来より利用されてきた水田や畑などの農地、多様性のある動植物、そして、それらと一体となった自然豊かな景観は、本町の特徴であるとともに町民の誇りとなっています。

このような豊かな水辺や緑は、豊かな生態系を育んでいるとともに、大気や水などの自然の循環系を健全に維持しています。また、地球温暖化対策としての側面では気候変動を緩和する効果を発揮する一方で、レクリエーションの場として私たちの生活に潤いを与えてくれるものです。

今後も、町民や事業者の利便性を高めるため、住宅系土地利用や産業系土地利用に向けた開発や道路整備など都市機能の充実を図っていく必要がありますが、このような自然の多面的機能を都市空間に取り込み、自然との共生を目指すとともに、本町が有する農産物などの豊かな自然の恵みを活用して、相乗的な効果を楽しんでいく必要があります。

施策の体系

基本施策	施策
基本施策 1 自然と人が共存する空間づくり	施策 1 豊かな水辺と緑地空間の保全・活用
	施策 2 生物多様性に富んだ生物生息空間の形成
	施策 3 自然とふれあえる場と機会の確保
基本施策 2 地域生活環境の保全と活用	施策 1 身近な公園・緑地の整備
	施策 2 道路整備と交通の利便性の向上
	施策 3 きれいで心地よいまちづくりの推進
基本施策 3 適正な土地利用の規制・誘導による地域環境の創出	施策 1 適正な土地利用と都市基盤の整備
	施策 2 水と緑のネットワークの形成

指標と目標値

指標 [算出根拠・出典]		実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 14 年度)
基本 施策 1	認定農家数(累計) [産業課認定農業者資料]	29 戸	35 戸
	耕作放棄地*面積 [産業課調査実績]	7.9ha	3.2ha
	町内の動植物の状況について調査・把握 [生活安全課調査実績]	未実施	実施
	アライグマ捕獲頭数 ^(注1) (累計) [生活安全課記録資料]	28 頭	現状の水準を維持
基本 施策 2	公園施設再整備済箇所数(累計) [都市建設課(公園再整備計画)]	0 箇所	4 箇所
	通勤通学における自動車分担率 [令和 2 年国勢調査 通勤通学者自家用車のみ]	68%	60%
	「まちなみや田園風景の美しさ」に対する町民の満足度 [五霞町環境に関するアンケート調査(令和 4 年度実施)]	9.2%	15.0%
	空き家バンク登録物件数(累計) [生活安全課記録資料]	1 戸	10 戸
基本 施策 3	「道路, 歩道, 自転車道の整備状況」に対する町民の満足度 [五霞町環境に関するアンケート調査(令和 4 年度実施)]	2.9%	10.0%

注 1: 令和 5 年 1 月 1 日現在, 町内で 50 頭捕獲されており, 今後も増加が想定されます。そのため, 今後も捕獲頭数を増やし, 目標年度までに令和 3 年度捕獲頭数まで減らし, 現状の水準を維持することを目標としています。

基本施策 1 自然と人が共存する空間づくり

本町は、利根川などの河川に囲まれ、その豊かな自然環境の恵みが特徴のまちです。町内で生活する日常の中で、また、町外から町内に通勤して働く日々の中で、この豊かな河川の水辺や農地などの緑といった自然が、安らぎと潤いをもたらすものとして存在しています。

今後も、自然豊かな環境の中での暮らしや営みが継続できるよう、自然と人が共存する持続可能な空間づくりを進めていくことが重要です。

【行政の役割】

- ・美しい田園景観を形成する自然的機能の役割を認識し、自然環境の保護等の施策を講じていきます。
- ・生物多様性に配慮した多様な自然空間の形成に向けた取組を進めます。
- ・自然と人が共存していくために、町民や事業者に対して、自然保護への意識を高めるための啓発活動に努めます。

【町民の役割】

- ・屋敷林、平地林*、社寺林*などの緑や公園などの身近な緑を大切に、各種の活動やイベントへの積極的な参加に努めます。
- ・豊かな自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみ、自然との親しみを深めつつ、環境に配慮した行動となるよう配慮します。
- ・外来生物の飼育などには十分配慮し、生物の生息空間を侵さないようマナーをもって、自然や動物とのふれあいに意識して取り組みます。

【事業者の役割】

- ・事業活動を通じて環境への配慮と意識を高めた事業活動に取り組みます。
- ・特に農業など自然環境との関連性が高い業種については、環境に配慮した方法を積極的に取り入れます。

施策 1 豊かな水辺と緑地空間の保全・活用

(1) 河川・水辺空間の保全と維持管理

- 緑地保全区域や河川保全区域に指定されている利根川や江戸川の沿川については、貴重な自然環境資源としてその姿を未来に引き継ぎます。
- 河川や用水路等の維持管理を図るとともに、改修・整備に当たっては、関係機関との連携協力を図りながら、環境に配慮した水辺空間の創出に努めます。
- 河川敷及び周辺部の清掃・草刈など、町民や事業者と協働による水辺環境の維持管理活動に取り組みます。



環境に配慮した水辺空間(関宿水閘門)

(2) 河川・水辺空間の利活用

- 水辺に親しみやすい空間を創出するため、河川敷や水辺と一体的に利用される遊歩道や自然豊かな公園などについては、施設機能の拡充や美化等に努めます。
- 公園・緑地の整備に当たっては、生物の生息空間(ビオトープ)*としての機能などにも配慮します。
- 河川・水辺の自然資源等に関する情報発信や水辺での環境学習、水辺を生かした各種イベントなどを通じて、町民や事業者等に対して水辺空間の保全についての意識を高めます。
- アウトドアスポーツ・レクリエーションの場として、水辺空間の様々な利活用の促進を図ります。
- 関係機関との連携協力により、町民や事業者等に対して、河川・水辺における利用マナーの向上に向けた意識啓発などを行い、水辺空間の適切な利用促進に努めます。



遊歩道の散策(権現堂川沿い)

(3) 農地の保全

- 農地及び農業関連施設など自然環境に配慮した農業生産基盤の計画的な維持・改修整備を進め、農地の適切な維持保全に努めます。
- 農地流動化の促進や農地の集積・集約などを通じて、遊休農地や耕作放棄地の解消を図ります。

(4) 環境に配慮した農業の推進

- 新規就農者や認定農業者、農業生産法人等の担い手の育成・発掘により、農業従事者の確保に努めます。
- 有機栽培農業・環境保全型農業を促進するなど、環境にやさしい農業の普及・拡大を図ります。
- 「スマート農業*」の導入などにより、生産性の高い安全・安心な農産物を提供できる農業の普及・拡大に努めます。
- 農薬などの適正使用、堆肥からの悪臭の低減など、環境に配慮した農業の促進を図ります。



スマート農業(農業用ドローン)

施策2 生物多様性に富んだ生物生息空間の形成

(1) 多様な動植物が生息できる環境の保全・創出

- 関係機関と連携し、野生動植物の生息・生育等の実態把握を行います。
- 既存資料等を活用しながら、本町及びその周辺地域の生物多様性に係る情報の整理及び提供を行うとともに、町民との協働による身近な生きもの調査や自然観察などを行います。
- 貴重な動物や植物・植物群落を保護するため、土地所有者などの理解・協力を得ながら適切な管理を推進するとともに、保護活動の支援に努めます。
- 生物多様性保全の重要性について、広報紙やホームページ、SNSなどを通じて情報発信を行い、町民・事業者の意識の高揚に努めます。
- 自然環境の関わりや野生動植物の保全の必要性などについて、各種イベントなどを活用して意識の高揚を図ります。
- 生物多様性に配慮した土地利用が必要となる場合には、生物生息環境への影響抑制などを勘案しながら開発事業等の実施を行うよう関係者への要請を行います。

(2) 在来種の保護と外来種対策の推進

- 町域における外来動植物の生息状況などについて把握し、対策を行うための基礎的データを収集します。
- 外来動植物は予測不可能な被害を及ぼす可能性があることから、茨城県や周辺自治体と情報共有など連携を図りながら、生態系への被害防止に努めます。
- 外来動植物の侵入を防ぐため、ペットの遺棄や放逐(逸出)・放流などを行わないよう啓発に努めます。
- アライグマをはじめとした有害鳥獣による農作物の食害、人体や住居への被害を防止するため、地域や関係機関と連携し、捕獲や防除対策などを推進します。
- 町内に存在する貴重な樹木については、次の世代に引き継げるよう適正な維持管理に努めます。



捕獲・防除対策(アライグマ)

施策3 自然とふれあえる場と機会の確保

(1) 自然とふれあえる空間づくり

- 町民が気軽に自然に親しむことができる場となる、自然豊かな公園や遊歩道などについて、施設機能の拡充を図るとともに適正な維持管理に努めます。
- 河川敷などにおいて、国など関係機関との連携を図りながら、先進事例等を踏まえつつ、気軽に利用できる魅力ある親水空間として利用の拡充を図ります。
- 自然豊かな公園や遊歩道などについては、様々な視点から施設の利用価値を再確認し、町内外の利用者に対して、広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、情報の発信・提供に努めます。

(2) 自然とふれあう機会づくり

- 町内において自然に親しむことができる場や施設の利用促進を図るため、広報紙やホームページ、SNSなどを使った情報発信や現地における公共サイン(町が案内のために掲出する看板類)等の整備を行います。
- 関係機関や各種民間団体と連携を図りながら、アウトドアスポーツ・レクリエーションの場として、自然とふれあうイベントなどの実施を促進し、自然を大切にする意識の高揚を図ります。

(3) 自然と人の営みの歴史が調和した「農の風景」の形成

- 遊休農地や耕作放棄地の対策と併せ、良好な「農の風景」の維持形成に努めます。
- 農の持つ多面的な機能についての情報発信を通じて、農地の保全や農業振興の必要性に対する町民の理解を深めます。
- 学校や家庭での食育学習、食育の推進などを通じて、地域の「食」と「農」が循環した環境にもやさしい農産物の地産地消を推進します。
- 地域の農業とふれあえる場の形成、町民の農業体験など、土とのふれあいを通じた身近な「農」の環境づくりに努めます。
- 古民家や田園風景など、自然と人の営みが調和した「農の風景」を広報紙やホームページ、SNSなどを通じて積極的な情報提供に努めます。
- 関係団体等と連携し、生産者と消費者・都市住民が交流できる体験プログラム(農業体験、自然体験・体験学習等)などの実施を行いながら、農業と触れ合える機会を提供します。
- 屋敷林、平地林、社寺林などは、地域制緑地*や保存緑地*としての指定の検討も視野に入れながら、所有者による適切な維持管理の促進を図ります。
- 地域に残る文化財などは、地域固有の風景・文化の形成に向けて、周辺の自然環境と一体になって保全と活用を図ります。
- 地域の歴史・文化資源について町民が知り、親しみ、地域環境を考えるきっかけにできるよう、学習機会の充実や情報発信の強化に努めます。



体験プログラム・農業体験
(夏休みこども教室)

基本施策 2 地域生活環境の保全と活用

都市的な空間においても、自然環境に配慮しながら、暮らしやすい環境の構築に努めていく必要があります。身近な公園や道路整備など、都市施設の整備や、住宅地、工業地、商業地の形成などにおいても、自然的空間の価値を理解し、きれいで心地よいまちづくりの推進に取り組むことが重要です。

【行政の役割】

- 都市計画事業の推進に当たって、町民や事業者の利便性やニーズに配慮しながら、良好な環境としてまちづくりが行われるよう取り組みます。

【町民の役割】

- 住まいの周辺の環境においても、緑豊かな環境づくりに努め、暮らしの中でも自然豊かな潤いのある環境づくりに取り組みます。

【事業者の役割】

- 事業者の行う経済活動によって、常に周辺の住環境や自然環境の影響について注意を払いながら事業活動を行います。

施策 1 身近な公園・緑地の整備

(1) 身近な公園・緑地の整備と適正な維持管理

- 日常的に地域住民が利用する公園については、用地の確保を含め、中長期的な整備を目標に、地域住民の交流の場、憩いの場としての公園機能の確保・充実を図ります。
- 公園については、遊具の安全化や、地域住民の参加による環境美化等、適切な維持管理を図ります。
- 町内に残されている様々な自然的空間については、開発との調和を図りつつ、人と自然が共生できる緑地・親水空間としての活用に努めます。

(2) 緑化の推進

- 公共施設の緑化等を進め、公共施設を通じて貢献できるグリーンインフラ*の取組について検討します。
- 生垣や敷地内の緑化、グリーンカーテン*など、身近な場所で緑を育む風土を育てます。
- 美観を考慮した街路樹の維持管理を行うとともに、民有地や公共用地における樹木・花壇などの適切な管理を町民、事業者の協力を得ながら進めます。



グリーンカーテン(町役場)

施策 2 道路整備と交通の利便性の向上

(1) 道路整備の推進による円滑な交通流の確保

- 圏央道や新4号国道並びに県道など広域的な幹線道路は、円滑な交通を確保するため、整備や管理などについて、国や茨城県などの関係機関に働きかけを行います。
- 生活道路については、日常生活の安全性や利便性の向上を図るため、町民のニーズに応じて町道等の整備を計画的に実施し、道路機能の維持・充実に努めます。
- 慢性的な交通渋滞が問題になっている箇所については、交差点の改良など問題の解決に向け、国や茨城県に対して要望活動を行います。
- 町民ニーズに合った公共交通網の形成を目指し、持続可能な公共交通環境の構築に努めます。
- 交通安全施設等の整備・改良を推進し、安全性の確保と交通の円滑化を図るとともに、歩行者、自転車利用者の保護のため、生活道路等の安全面に配慮した歩道や交差点の整備等に努めます。

施策 3 きれいで心地よいまちづくりの推進

(1) 良好な暮らしの環境の場の形成

- 空き地については、「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、使用していない土地に雑草等が繁茂しないよう、土地所有者や土地管理者に対して、適切な管理、必要な措置をとるよう要請等を行います。
- 空き家等については、「五霞町空家等対策計画」に基づき適切な管理を進めるほか、住み替えや移住による住宅としての活用や、他用途への転用による活用など、ストックを生かす取組を進めます。

(2) 良好な景観の形成促進

- 工業地や住宅地、商業地など、土地利用の特性を生かしながら、エリア全体としての景観形成の充実に図り、まちの個性を生かした魅力あるまちなみを形成します。
- 事業者の協力のもと、敷地内の緑化の促進を図り、周辺環境に配慮した景観づくりに努めます。
- 屋外広告物対策の充実に図り、良好な景観の保全に努めるとともに、定期的な巡回パトロールなどを実施し、違反広告物などの監視を強化します。
- 良好な景観の形成と景観資源の保全に対する町民や事業者の理解と協力が得られるよう啓発活動に努めます。

基本施策3 適正な土地利用の規制・誘導による地域環境の創出

自然的土地利用と都市的土地利用のバランスを保ちながら、それらをつなぐ水と緑のネットワークの形成を図り、本町固有の水に囲まれた自然豊かで利便性の高いまちづくりを進めていくことが重要です。

【行政の役割】

- ・土地利用に係る各種計画や法令等に基づき、自然的土地利用と都市的土地利用のバランスを意識して、適正な土地利用の誘導を図ります。

【町民の役割】

- ・水辺や屋敷林、平地林、街路樹、公園などの身近な自然が住まいの近くにあることの価値を認識し、それらの自然を大切に守り、後世に引き継ぐように努めます。

【事業者の役割】

- ・開発等の土地の形質等の変更に当たっては、法令等を遵守しながら、自然との調和に配慮します。
- ・事業者の行う経済活動においても、自然的土地利用と都市的土地利用のバランスを意識し、周囲に対して悪影響を及ぼさない事業となるよう努めます。

施策1 適正な土地利用と都市基盤の整備

(1) 土地利用計画に基づくまちづくり

- 「第6次五霞町総合計画」や「五霞町都市計画マスタープラン」など町の土地利用に係る計画や「都市計画法」、「農地法」、茨城県の条例などの法令等に基づき、土地利用の適正な規制・誘導を図ります。
- 自然的環境と都市的環境の調和を基本とした適正な土地利用を誘導していくため、地域の実情に応じた計画的な整備を図ります。
- 都市機能の効率的な集約化を図りながら、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを推進します。
- 各種開発や施設等の整備に当たっては、関係機関と連携を図りながらユニバーサルデザインに配慮した整備に取り組み、あらゆる世代の町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- 新たな道路の整備・供用に際して、上下水道、通信施設などのインフラ整備が間に合うよう、周辺の道路も含め、計画的に都市基盤の整備を進めます。
- 民間の開発行為については、「第6次五霞町総合計画」や「五霞町都市計画マスタープラン」などに沿った適正な土地利用を誘導します。

施策 2 水と緑のネットワークの形成

(1) 水辺空間と緑地空間のネットワーク化

- 既存の公園・緑地や自然・歴史文化などの地域資源と、河川、水路等を一体的に結ぶ、「水と緑のネットワーク」の形成を目指し、水と緑を身近に感じ有効に活用できるよう“みどり”の整備・充実を図ります。
- 「水と緑のネットワーク」の形成に向けて、河川敷や既存の公園等を結ぶ遊歩道やサイクリングロードなどの整備を図ります。
- 歴史の道や自然の道などのウォーキングコースの設定などにより、人と自然とのふれあい活動の推進を図ります。
- 生物の生息空間(ビオトープ)の確保に配慮した親水空間の整備に努めます。



サイクリングロード(利根川沿い)

基本方針3 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり



■目指す姿（10年後の姿）

持続可能な社会の実現に向け、町民や事業者が温室効果ガスの排出削減のため、自ら積極的に省エネルギーに取り組んでいます。また、限られた資源を大切にし、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）が進み、資源が循環する環境負荷が少ないまちとなっています。

現況と課題

本町では、「五霞町役場温室効果ガス削減計画（第4次改定版）」に基づき、温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいます。この計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっており、平成25年度の基準年に対して、令和7年度までに公用車の燃料使用量を約26%削減、対象施設における電気使用量を13%削減することを目標としています。

我が国の令和2年度における温室効果ガス総排出量^(注1)は11億5,000万トン、森林等の吸収源対策による吸収量は4,450万トンとなっています。前年度の総排出量と比べて6,000万トン減少しており、平成25年度の総排出量（14億900万トン）と比べて21.5%減少している状況です。

温室効果ガスによる地球温暖化問題は、地球全体に関わる大変深刻な問題であるため、本町においても省資源、省エネルギーに努めることと併せて、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が少ない新エネルギーの普及に取り組む必要があります。

本町から出るごみは、さしま環境管理事務組合^(注2)の「さしまクリーンセンター寺久」で処理しています。令和2年度のごみ総排出量は3,626tであり、平成27年の3,478tと比べて148t増加しており、近年増加傾向で推移しています。また、令和2年度のリサイクル率（再資源化量÷ごみ総排出量）は13.9%であり、平成27年の14.4%と比べて0.5%減少している状況にあります。

資源が循環する環境負荷の少ないまちを目指し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）*の推進体制の構築をはじめ、近年大きな問題となっている食品ロス*や使い捨てプラスチック製品・容器包装の削減・発生抑制に取り組む必要があります。

注1:環境省「2020年度(令和2年度)の温室効果ガス排出量(確報値)」の値を示しています。

注2:さしま環境管理事務組合は、現在2市2町(古河市・坂東市・五霞町・境町)で構成される事務組合です。

施策の体系

基本施策	施策
基本施策 1 地球環境の保全	施策 1 地球温暖化対策の推進
	施策 2 オゾン層の保護, 酸性雨対策の継続
基本施策 2 カーボンニュートラルの 実現に向けた展開	施策 1 温暖化対策に資する省エネルギーの取組の推進
	施策 2 地域特性を生かした新エネルギーの導入の検討
	施策 3 新エネルギーの導入に向けた体制の整備
基本施策 3 循環型社会の形成	施策 1 ごみの減量の推進
	施策 2 再使用・再資源化の推進

指標と目標値

指標 [算出根拠・出典]		実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 14 年度)
基本 施策 1	温室効果ガス排出量 ^(注1) [五霞町役場温室効果ガス削減計画に基づく年間排出量]	161t/年	157t/年
	公共施設におけるグリーンカーテンの設置施設数 [五霞町役場温室効果ガス削減計画(第4次改定版)の対象7施設]	1 施設	7 施設
基本 施策 2	公用車における環境性能に優れた低公害車(電気自動車や PHV 等)及び燃料電池自動車を導入している割合 [総務課公用車一覧]	4.6%	15.0%
	公共交通機関(バス)の年間利用者数 [五霞町コミュニティ交通及び代替バスの年間利用者数]	65,866 人	80,000 人
基本 施策 3	町民一人当たりのごみの総排出量 [生活安全課(一般廃棄物処理実態調査)]	1,155g/人・日	919g/人・日
	リサイクル率(再資源化量÷ごみ総排出量) [生活安全課(一般廃棄物処理実態調査)]	13.2%	20.0%

注 1: 国では、カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、令和 12 年度において、温室効果ガス 46%削減(平成 25 年度比)を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しています。

基本施策 1 地球環境の保全

行政や町民、事業者が温室効果ガスの排出削減につながる取組を積極的に行うとともに、地球温暖化防止に向けた意識の向上を図るなど、地球温暖化対策の様々な取組の実践を通して持続可能な社会を実現していくことが重要です。

【行政の役割】

- 地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などについては、自然環境や農作物への影響を通して、本町へも影響が及ぶことが懸念されることから、温室効果ガス排出量の削減に寄与する取組を推進します。

【町民の役割】

- 地球環境問題に対する関心を高め、理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。
- 二酸化炭素を吸収する緑の保全に取り組みます。
- 冷蔵庫・エアコンなどフロンガスを使用している製品の適正処理を行います。

【事業者の役割】

- 地球環境問題について関心を持ち、理解を深めるとともに、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」や「地球温暖化対策の推進に関する法律」などを遵守し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。
- ボイラーなどの設備機器の点検を徹底し、酸性雨の原因となる汚染物質（二酸化硫黄や窒素酸化物等）の削減に取り組みます。

施策 1 地球温暖化対策の推進

(1) 温室効果ガス排出量の削減

- 「五霞町役場温室効果ガス削減計画」に基づき、温室効果ガス排出量の削減を推進します。
- 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定を検討します。

(2) 地球温暖化防止に向けた意識の向上

- 町民や事業者の地球温暖化問題への取組の重要性などについて啓発を行い、意識の高揚を図ります。
- 自宅や事業所でできる地球温暖化対策の周知に努め、町民や事業者の自発的な取組を推進します。

(3) 二酸化炭素の吸収源対策の推進

- 町内にある緑地の保全を図るとともに、住宅や事業所等でのグリーンカーテンを普及させることにより、二酸化炭素の吸収源の確保に取り組みます。

施策 2 オゾン層の保護，酸性雨対策の継続

(1) フロン類の適正回収・適正処理の推進

- 使用済自動車やフロンを使用している家電からのフロン類の適正な回収と処理に関する啓発を推進します。

(2) 酸性雨に関する情報収集の継続

- 酸性雨の主な原因物質は，化石燃料の燃焼（人為起源）や火山活動（自然起源）などにより放出される二酸化硫黄や窒素酸化物の化学変化によるものとされており，国境を越えて運ばれてくることもあるため，今後も国や茨城県，関係機関との連携・協力のもと，降雨の監視を継続するとともに，酸性雨に関する情報を収集し，町民や事業者へ迅速な情報提供に努めます。

基本施策 2 カーボンニュートラルの実現に向けた展開

省エネルギーの取組の推進や地域特性を生かした新エネルギーの導入など、町民一人ひとりの環境に配慮したライフスタイルの転換を進め、脱炭素社会を目指すため、カーボンニュートラルの実現に向けた展開が重要です。

【行政の役割】

- ・令和 32 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの実現を目指し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組みます。
- ・化石エネルギーに代わる新エネルギーの導入の検討を推進します。

【町民の役割】

- ・住宅への太陽光・太陽熱を利用する設備の設置や次世代自動車の導入、省エネ家電の利用などの温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」に取り組みます。

【事業者の役割】

- ・太陽光・太陽熱を利用する設備の設置や次世代自動車の導入、クールビズ・ウォームビズなどの「COOL CHOICE(クールチョイス)」に取り組みます。
- ・物資や製品の輸送に当たっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、できるだけ効率的・合理的な輸送システムを採用します。
- ・業務用車両の運用や運行計画については、環境への影響を考慮し定期的な見直しを行います。

施策 1 温暖化対策に資する省エネルギーの取組の推進

(1) 省エネルギーの取組の推進

- 地球温暖化対策に向けた省エネルギー活動を促進するため、「COOL CHOICE(クールチョイス)」に関する情報を発信するとともに、啓発活動に努めます。
- 省エネルギーの取組への理解と協力に向けた啓発活動や町民が自発的に省エネルギーに取り組むための情報提供に努めます。

(2) 自動車の適正利用，自転車利用の促進

- 町民や事業者に対して、アイドリング・ストップなどのエコドライブを心がけるよう意識啓発を行います。
- 人や自転車が利用しやすい道路環境の整備(歩道・自転車道など)に努めるとともに、自転車利用を促進するための情報提供を行い、意識向上を図ります。

(3) 省エネルギー設備・機器の普及推進

- 省エネルギー設備・機器の導入・普及に向けた情報提供に努めます。
- エネルギー効率の向上を図るため、家庭や事業所でのコージェネレーションシステム*の普及を推進します。
- 事業者に対しエネルギー収支がゼロのZEB*の検討、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)*や、ESCO事業*の活用などによる省エネルギー設備の導入を促進します。
- 公共施設において、省エネルギー設備・機器の導入を推進します。

(4) 次世代自動車や低燃費・低公害車の普及推進

- 燃料電池自動車や電気自動車などの次世代自動車や低公害車・低燃費車等、環境に配慮した自動車の導入の促進を図るため、町民への普及啓発に努めます。
- 公用車については、更新時にハイブリッド自動車(プラグインハイブリッド自動車も含む)、電気自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車の導入を優先的に検討します。
- 次世代自動車や低燃費・低公害車の普及に向けて、購入時の助成・支援策を検討します。

施策 2 地域特性を生かした新エネルギーの導入の検討

(1) 地域特性を生かした新エネルギーの導入の検討

- 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金などを有効に活用し、住宅等における再生可能エネルギー*の導入促進を図ります。
- 公共施設(学校や公民館等)への再生可能エネルギー設備の導入について検討します。

施策 3 新エネルギーの導入に向けた体制の整備

(1) 体制・システム等の構築

- 事業所や住宅などへの新エネルギーの導入を促進するため、各種助成制度の情報提供など、支援のあり方を検討します。
- 事業所での新エネルギーの導入に先立ち、関係団体や事業者などと連携し、協力体制・支援体制の構築について検討します。

(2) 新エネルギー導入への理解と意識高揚に向けた情報提供・意識啓発

- 学校での節電教育などの環境教育やイベントなどにより、幅広い世代に新エネルギーの重要性に対する理解と意識の高揚を図ります。
- 町民や事業者に対する新エネルギーに関する様々な情報提供に努めるとともに、広報紙やホームページ、SNSなどで、新エネルギーの導入に向けた周知を図ります。

基本施策3 循環型社会の形成

家庭や事業所からのごみの発生・排出抑制や再生利用と再資源化を進め、日常生活で実践できる環境に配慮した行動の普及に取り組むなど、環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すことが重要です。

【行政の役割】

- ・ごみの減量や再使用・再資源化の推進など循環型社会の形成を図るための体制の構築に努め、循環型社会の形成に向けた各種の施策を継続的な展開を推進します。

【町民の役割】

- ・限りある資源を効率的に利用し、循環させるため、マイバッグ・マイボトルなどの利用を推進し、レジ袋やストロー等のワンウェイプラスチック製品の使用を控え、環境ラベル(エコマーク)など環境負荷の少ない製品を購入するなど、3R(リデュース, リユース, リサイクル)の取組を積極的に行います。

【事業者の役割】

- ・限りある資源を効率的に利用し、循環させるため、ごみの分別やリサイクル、事務のペーパーレス化、再生紙の使用推進、過剰包装の自粛、環境やリサイクルに配慮した商品の販売・使用、環境にやさしい製品の購入など、3R(リデュース, リユース, リサイクル)の取組を積極的に行います。
- ・廃棄物の減量やリサイクルの推進に係る具体的な目標を設定し、できる限りごみを出さない事業活動の実践に取り組みます。

施策1 ごみの減量の推進

(1) 家庭からのごみの排出抑制

- 広報紙やホームページ、SNS、ごみ収集カレンダーなどで、ごみの減量と分別徹底の推進に向けた周知を行います。
- 簡易包装の取組やマイバッグ持参運動の推進に努めます。
- 生ごみの水切りをする、買い物際には詰め替え商品を選ぶなど、日常の生活の中で実践できるごみ減量の行動をパンフレットなどで啓発し、理解と協力を求めます。
- 資源循環型社会の構築に向けた取組を活性化していくとともに、ごみの有料化や新たな資源物の指定に向けた検討を進めます。
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、分別収集に取り組むとともに、事業者によるリサイクル(再商品化)の促進を図ります。
- 食品ロス(まだ食べられるのに廃棄される食品)や使い捨てプラスチック製品・容器包装の削減・発生抑制に取り組みます。



ペットボトルの再資源化(手選別)
(さしまクリーンセンター寺久リサイクルプラザ内)

(2) 事業所からのごみの排出抑制

- 事業者に対して、事業系ごみの減量・資源化の取組に関する情報提供を行うとともに、必要に応じてごみの排出抑制に向けた改善を要請します。
- 事業者に対して、事業所内でごみの分別が遵守されるよう要請します。

施策 2 再使用・再資源化の推進

(1) 再使用・再資源化の推進

- 町をはじめ、町民や事業者が協働して 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進していく体制を構築します。
- ごみ収集カレンダーの活用などにより、資源物の分別徹底の周知を図ります。
- 本町における資源物の収集量や再利用状況などについて情報の提供に努め、町民や事業者の意識の高揚を図ります。
- 生ごみ等の有機系廃棄物の資源化について検討します。
- 「さしまクリーンセンター寺久」の安定した稼働を図るため、計画的な保守点検や修繕，更新を促進します。

(2) 環境保全に資する製品の普及促進

- 本町の事務事業で使用する物品については、リサイクル品を率先して使用します。また、調達を行う時は、環境負荷の低減に役立つ物品等を優先して選択するものとします。
- 環境にやさしい製品等に関する情報提供を行い、町民や事業者のグリーン購入を促進します。
- 事業所等において、環境負荷の低減に役立つ物品等を優先して選択するものとします。



ごみ処理施設(さしまクリーンセンター寺久)

基本方針 4 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり



■目指す姿（10年後の姿）

環境に関する様々な問題を自分事として捉え、町民や事業者をはじめ、あらゆる人々や団体が、自分たちに何ができるかを考え、自主的に行動を起こすようになっていきます。

日々の生活様式や事業活動のスタイルが大きく変わることとなり、経済性や利便性よりも、環境への負荷を優先的に考え、環境配慮行動を率先して行うようになっていきます。さらに、令和32年のカーボンニュートラルの目標達成についても、実現の可能性が見えてきている状況になっています。

現況と課題

今日の環境問題は、身近な生活環境の問題から地球規模の問題まで多種多様化しています。特に、昨今では、様々な報道などを通じて、SDGsや温室効果ガス削減目標、カーボンニュートラルといった世界的な環境への取組が意識されるようになってきました。

このような背景の中、地域や学校、事業者など、社会経済活動の中で、これらの環境への意識を高め、行動していくことが求められています。このことから、地域の環境に関する情報を広く提供し、町民や事業者の環境に対する関心を高め、環境を大切にする意識を育てていく必要があります。また、一人ひとりが環境を守り、よりよい環境を未来に伝えるための自主的な活動を行うことができるよう、家庭、学校、事業所、公的施設などあらゆる場を通じて、環境学習・環境教育を積極的に推進していく必要があります。

一方、各種の環境保全活動についても、環境意識の高まりとともに、町民や事業者による取組の広がりが進んできています。例えば、権現堂川では、「浮きウキフェスタ」や「行幸湖クリーン作戦」などが、近隣の自治体や地域の企業、NPO団体、組合、協会及び地域など、様々な人々の協力により実施されています。さらに、行政区などの住民自治組織や事業者による自主的な環境美化活動も行われており、地域と連携した活動が広がりを見せていることから、今後もこのような活動を支援していく必要があります。

施策の体系

基本施策	施策
基本施策 1 環境教育・環境学習の推進	施策 1 環境教育・環境学習の活発化
	施策 2 環境学習の推進に向けた仕組みの整備
基本施策 2 環境保全活動の推進	施策 1 一人ひとりの環境保全の取組の推進
	施策 2 各種団体等との連携・協力の推進

指標と目標値

指標 [算出根拠・出典]		実績値 (令和 3 年度)	目標値 (令和 14 年度)
基本 施策 1	環境学習・講座などの実施 [生活安全課調査実績]	未実施	実施
	環境教育や環境保全活動を指導できる人数 ^(注1) [生活安全課調査実績]	未調査	10 人
基本 施策 2	環境美化運動への参加者数 [生活安全課記録資料]	1,466 人	2,000 人
	行幸湖クリーン作戦参加者数 [生活安全課記録資料]	211 人 (令和 4 年)	300 人

注 1: 講座等の実施を通じて、環境に興味のある方、知識を有する方を発掘し、活動の指導を行うことができる方の登録等を行います。

基本施策 1 環境教育・環境学習の推進

環境を学ぶ身近な体験活動を通じ、私たちの日々の生活様式が、地域や地球の環境にどのように貢献・影響しているのかを知り、自らの自発的な行動へと繋げ、日常的な取組からさらなる活動へと広げていくことが重要です。また、将来の担い手となる子どもたちが、環境について考え、行動することで、保護者や地域への波及効果も期待されることから、主体的に環境保全活動に取り組む人材を育成することを目的に、環境に関する教育や学習の機会の充実を図ることが重要です。

【行政の役割】

- すべての年齢階層を対象に環境教育・環境学習等の場・機会の提供に取り組みます。
- 様々なイベントやキャンペーン、体験学習の場など、効果的な普及啓発活動を継続的に実施します。
- 社会教育の場においては、地球温暖化やリサイクル等、現代的な課題を解決することを目的とした学習機会を提供し、町民、民間団体、事業者等が環境の情報を入手しやすいよう、分かりやすい情報提供に努めます。



体験学習・陶芸教室
(夏休みこども教室)

【町民の役割】

- 環境学習を通じて、環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持つ意識を高めます。
- 環境学習の成果を生かして、環境にやさしいライフスタイルの実践に取り組みます。

【事業者の役割】

- 社員に対する環境教育などの指導を実施し、環境への意識を高め、町や各種・団体が行う学習会、講演会、セミナーなどに積極的に参加します。
- 行政、町民などと連携し、環境教育や環境学習の機会、場所、人材などの提供等の協力を努めます。

施策 1 環境教育・環境学習の活発化

(1) 環境教育・環境学習の活発化

- 環境保全に関する意欲を高めるため、家庭や学校、職場、地域などで、環境教育・環境学習を進め、環境を取り巻く現状や顕在化する問題・課題を理解し、その解決に向けた取組の必要性などについて学び・考える機会の場の充実に努めます。
- 環境教育や環境保全活動について率先して指導し、活動を支えていくための人材を養成するとともに、その活動の支援に努めます。
- 小・中学校などにおいて、年齢や学習段階に応じた環境教育の支援に努めます。
- 小・中学生や活動団体などを対象とした「さしまクリーンセンター寺久」の施設見学会を実施します。
- 農業体験、自然観察・自然探検の場など、自然とふれあう環境学習の機会を創出に努めます。



体験学習・カヌー教室
(夏休みこども教室)

施策 2 環境学習の推進に向けた仕組みの整備

(1) 環境学習の土台づくりに向けた環境情報提供の充実化

- 町民や事業者一人ひとりがよりよい環境づくりに関心を持ち、まちづくりの主体として自主的に行動できるよう、環境情報の提供に努めます。
- 町の環境の状況及び施策の推進状況の把握や点検・評価のため、温室効果ガスの排出削減に向けた各種施策の実施結果等を公表します。
- 広報紙やホームページ、SNSなどでの環境関連情報の充実を図るとともに、各種の行事やイベントの中で、環境関連情報の提供を積極的に行います。

基本施策 2 環境保全活動の推進

本町では、環境を保全する様々な活動を、町民との協働により継続的に実施しています。子どもから大人までが気軽に環境保全活動に参加できるよう、参加の裾野を広げ、町民、事業者の持つ能力や地域の活力を、環境づくりに生かしながら、より多くの町民、事業者が環境保全活動の担い手となるよう、これらの活動を継続していくことが求められています。このようなことを踏まえ、環境保全に関する様々な普及啓発活動や環境保全行動の実践を促進する取組を実践しながら、行政、町民、事業者のパートナーシップによって、よりよい環境をつくっていくための協働の場の構築が重要です。

【行政の役割】

- ・近隣自治体や関係機関との環境に係る連携・協力を積極的に推進するとともに、環境保全活動団体等の民間団体や町民レベルでの交流を支援します。
- ・活動団体を支援するため、団体の活動拠点における環境情報の提供ができる体制の充実を図ります。
- ・団体間の環境活動に関する情報交換の場や、活動内容の公表の機会の拡大を図ります。

【町民の役割】

- ・環境保全活動などに積極的に参加し、環境活動の輪が広がるよう取り組みます。
- ・各種団体においては、環境保全活動に気軽に参加できるイベント・講座を開催します。

【事業者の役割】

- ・より環境負荷の少ない事業活動を実施できるよう、最新の技術などの情報収集に努め、様々な環境情報を積極的に入手し、日々の事業活動に反映できるよう取組を進めます。
- ・率先してSDGsの目標達成に向けて取り組みます。
- ・カーボンニュートラルの実現に向けては、省エネルギー・省資源、ごみの排出抑制など、環境に配慮した行動を事業所全体で取り組みます。
- ・地域の環境保全活動などに積極的に参加します。



環境保全活動(町内)

施策 1 一人ひとりの環境保全の取組の推進

(1) 町民や地域の取組の推進

- 地域における各種の環境保全活動などを推進・支援します。
- 町民が自主的に実行できる環境保全のための活動について、広報紙やホームページ、SNSなどでの情報提供に努めます。

(2) 事業者の取組の推進

- 事業所における従業員などの環境教育・環境学習の促進やその支援など、事業活動における環境配慮・環境保全意欲の増進、事業所での省資源や省エネルギーの促進や支援を進めます。
- 事業活動に伴う環境負荷の低減を図り、公害防止や事業所周辺の緑化対策、省資源、省エネルギーなど、事業所での環境保全対策、温室効果ガス排出量削減の推進と啓発を進めます。
- 環境配慮製品などの製造・販売、環境配慮製品情報の提供・発信などを、事業所での環境保全対策の推進と支援に努めます。

(3) 町の取組の推進

- 環境保全活動の実施者に対する表彰などを行い、町民や事業者などの環境保全の取組を支援します。
- 一人ひとりが環境保全活動に参加しやすくなるよう、地域や団体をまとめるリーダー役の養成等を検討します。
- 情報公開に努め、町民や事業者などとの環境情報の共有化を推進します。

施策 2 各種団体等との連携・協力の推進

(1) 人の交流や情報交換による環境保全活動の活発化

- 環境保全活動などを機会として、各種団体、地域間の交流を図りながら、人の交流や情報共有を通じた活動の活発化を促進します。
- 農業団体、商工団体などの業界団体を中心とした事業者の連携を推進します。
- 広範囲な環境問題のため、国や茨城県などと積極的に情報交換をしながら協力体制を形成し、有効な取組を推進します。
- 近隣自治体との連携・協力により、河川流域の環境保全事業などを継続します。

(2) 地域コミュニティ*の活性化

- 住民同士のつながりや、連携によって生まれる地域コミュニティの力を利用して、各々が自発的に環境に配慮した行動がとれるよう、促進を図ります。

第5章 計画の推進

第1節 各主体の役割と計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく、町民、事業者と協働して施策や各種の取組を推進・展開する必要があります。

(1) 行政・町民・事業者など各主体の役割

「五霞町環境基本条例」における各主体の責務に則り、行政や町民、事業者の役割を以下のように整理します。

1) 行政の役割 (五霞町環境基本条例 第5条)

町民・事業者などとの連携体制の構築や行動変容を促す各種情報の提供、助言などを通じて、各主体が行動する基盤づくりを支援して自主的な行動を促進し、それらの協力を得て、施策を総合的に展開します。

2) 町民の役割 (五霞町環境基本条例 第7条)

日常生活が健全な環境の上に成立していることや、私たち一人ひとりの行動が環境へ影響を及ぼしていることを認識し、日ごろのライフスタイルを見直し、環境への負荷の低減や身近な環境を保全するための行動を積極的に推進します。

3) 事業者の役割 (五霞町環境基本条例 第6条)

これまでの事業活動に引き続き、さらに各種の経済活動などにおける環境負荷低減のほか、エネルギーや廃棄物処理など、事業活動において生じる様々な環境影響に意識を向け、環境に配慮した取組を積極的に推進します。

(2) 計画の推進体制

本計画の推進のために、事業の進捗状況について、点検・評価などを通じて的確に把握し、一体となって環境行政に取り組みます。

本計画の進捗状況等について、客観的な立場から意見を聴取することを目的に、「五霞町環境基本条例」に位置づけられている組織である五霞町環境審議会に報告し、意見・提言を受けます。さらに、本計画に掲げた施策等を効果的に展開するために国や茨城県、近隣市町との連携・協力関係を構築するとともに、必要に応じ、国などに要望を行うなど、計画の円滑かつ効果的な推進に努めます。



環境保全活動(権現堂川沿い)

第2節 計画の進行管理

本計画を行政・町民・事業者の協働により着実に推進し、進行管理を行うため、計画の策定(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)を繰り返す、PDCAサイクルによる継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、計画の施策・事業の実施状況や成果指標の達成状況は、五霞町環境審議会に報告するとともに、町民や各種団体、事業者からの意見把握に努めます。

表:PDCA サイクルの内容

策定(Plan)	・施策・事業の具体化(事業化, 予算化)
実行(Do)	・環境基本計画及び各部門別計画に基づく施策・事業の実施 ・各主体による環境保全活動の展開 ・協働による取組の促進
点検・評価(Check)	・指標や取組の進捗状況の評価, 分析 ・五霞町環境審議会からの意見聴取 等
見直し(Action)	・施策・事業の内容, 進め方の改善 ・基本目標の指標の見直し

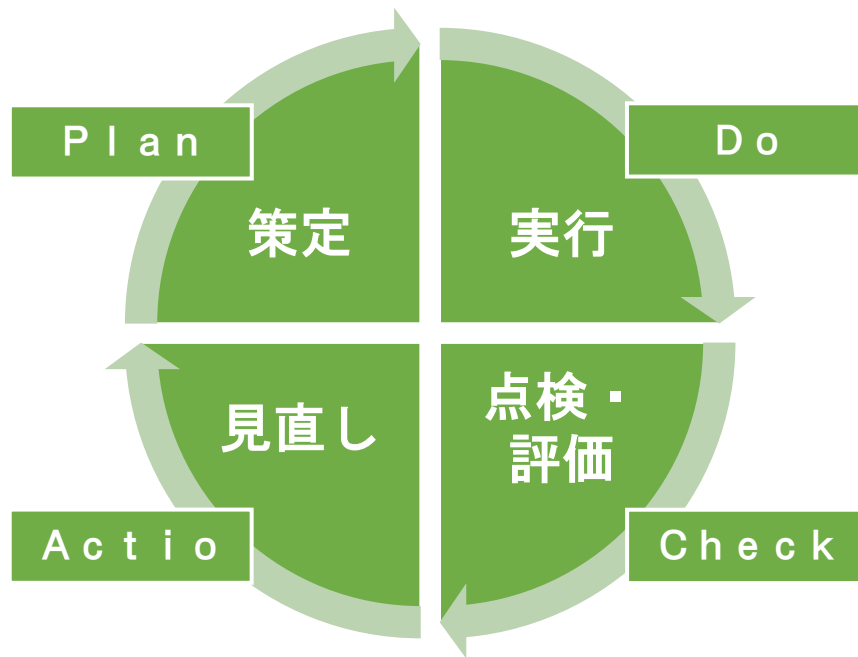


図:PDCA サイクルのイメージ

資料編

策定経緯

月日	会議等	内容
令和4年 7月8日～ 7月29日	町民アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法: アンケート票の郵送及び回収 ・対象者: 16歳以上の町民 2,000名 ・回収数・回収率: 694票・34.7%
7月8日～	中学生アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法: 電子アンケート ・対象者: 五霞中学校2年生(生徒 57名) ・回収数・回収率: 54票・94.7%
8月1日～ 8月22日	事業者アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・調査方法: 電子アンケート ・対象者: (一社)五霞工業クラブに加盟する 59事業所 ・回収数・回収率: 15票・25.4%
8月25日	第1回五霞町環境基本計画策定ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・五霞町環境基本計画の改定について ・改定までのスケジュールについて ・アンケートの実施状況について ・現計画の進捗状況調査依頼について
8月25日～ 9月1日	環境施策の進捗状況及び目標の達成状況調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「施策の進捗状況」と「目標の達成状況」の調査票の作成
9月14日	第2回五霞町環境基本計画策定ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・調査検討状況について ・見直しにあたっての論点
9月16日	第1回五霞町環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・五霞町環境基本計画の改定について ・改定までのスケジュールについて ・調査検討状況について ・見直しにあたっての論点
9月30日	第1回五霞町環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・諮問書の提出 ・五霞町環境基本計画の改定について
12月1日	第1回五霞町環境基本計画策定ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子について ・施策及び指標・目標の見直しについて
12月12日	第2回五霞町環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・五霞町環境基本計画(素案)について
12月19日	第2回五霞町環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・五霞町環境基本計画(素案)について ・望ましい環境像について
12月22日	議会全員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・五霞町環境基本計画(素案)の報告
令和5年 1月10日～ 2月8日	パブリックコメント(五霞町環境基本計画(素案)に対する意見の募集)の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・意見 29件(1名)
2月20日	第3回五霞町環境基本計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの対応について ・五霞町環境基本計画(案)について
2月28日	第3回五霞町環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・五霞町環境基本計画(案)について ・五霞町環境基本計画(答申)について

諮問・答申

(1) 五霞町環境審議会諮問書

諮 問 書

五霞町環境審議会会長 様

五霞町環境審議会条例第5条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

- 1 五霞町環境基本計画の改定について

令和4年9月30日

五霞町長 染 谷 森 雄

(2) 五霞町環境審議会答申書

答 申 書

令和5年2月28日

五霞町長 染谷 森雄 様

五霞町環境審議会
会長 福嶋 四郎

令和4年9月30日付にて諮問のあった下記案件について、慎重に審議した結果、下記のとおり決定いたしましたので答申します。

なお、貴職におかれましては、本計画を速やかに決定のうえ、計画の推進につきましては目標が達成できるよう要望します。

記

1 五霞町環境基本計画の改定について

別紙のとおり五霞町環境基本計画を決定するものとする。

委員名簿

(1) 五霞町環境審議会

選任区分 ^(注1)	職名	氏名	備考
住民を代表する者	農業委員会会長	梅田 福一郎	副会長
	文化財保護審議会委員	竹内 いせ子	
	元学校長	藤沼 光市	
産業界を代表する者	商工会会長	福島 四郎	会長
	工業クラブ副会長	鈴木 喜一郎	
学識経験を有する者	茨城県県西県民センター 環境・保安課長	青木 宏記	
	校長会会長	中川 孝志	
町長が必要と認める者	土地改良区理事長	下田 欽嗣	
	環境保全団体会長	小林 健一	

注1：選任区分は、五霞町環境審議会条例第3条第1項に基づく区分

(2) 五霞町環境基本計画策定委員会

課等名	職名	氏名	備考
—	副町長	田神 文明	委員長
総務課	課長	大関 千章	
まちづくり戦略課	課長	鳩貝 浩之	
町民税務課	課長	山下 仁司	
健康福祉課	課長	荒井 富美子	
生活安全課	課長	古郡 健司	副委員長
産業課	課長	笈沼 光行	
都市建設課	課長	大橋 勝	
上下水道課	課長	松村 聖市	
議会事務局	局長	田口 啓一	
教育委員会	次長	猪瀬 英子	

(3) 五霞町環境基本計画策定ワーキングチーム

課等名	グループ名	職名	氏名
総務課	秘書グループ	主幹	齊木 哲也
まちづくり戦略課	政策グループ	主幹	山田 浩
町民税務課	会計室	主幹	桜井 晶
健康福祉課	健康支援室	主幹	田口 美恵子
生活安全課	防災グループ	主幹	香取 憲治
都市建設課	市街地整備推進室	主幹	堀山 康行
産業課	地域振興グループ	主幹	和泉 彰夫
上下水道課	水道グループ	主幹	園田 和則
教育委員会	学校教育グループ	主幹	篠崎 雅美
議会事務局	議会グループ	主任	田中 孝平

五霞町環境審議会条例

平成6年3月25日

条例第5号

改正 平成12年6月30日条例第25号

平成17年12月27日条例第33号

平成19年3月23日条例第10号

平成20年3月26日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、五霞町環境審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の環境保全に関する基本方針の策定、公害の予防及び防止対策その他自然環境・公害に関し必要な調査及び審議をするため、五霞町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人以内とし、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 住民を代表する者
- (2) 産業界を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議内容)

第5条 審議会は、住民が健康で文化的な生活環境を保全するため、公害防止に必要な次の事項を審議する。

- (1) 産業廃棄物処理の適正化に関すること。
- (2) 工場又は事業場の公害対策に関すること。
- (3) 一般廃棄物及び家庭雑排水等の適正化に関すること。
- (4) 環境の保全全般に関する基本的事項及び重要事項についての調査に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務に関する事項は、生活安全課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(五霞村公害対策審議会条例の廃止)

2 五霞村公害対策審議会条例(昭和57年五霞村条例第6号)は、廃止する。

附 則(平成12年条例第25号)

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第10号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第19号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

五霞町環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 五霞町環境基本計画(以下「計画」という。)の策定について必要な事項を調整し、及び協議するため五霞町環境基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標に関すること。
- (3) 環境の保全に関する施策の方向付けに関すること。
- (4) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に関する施策に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、五霞町庁議等の設置及び運営に関する規程(令和2年五霞町訓令第4号)第3条に規定する者(町長及び教育長を除く。)をもって組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は生活安全課長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に策定委員会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 委員長は、策定委員会の協議経過及びその結果について、町長に報告しなければならない。

(策定ワーキングチーム)

第6条 策定委員会の補助機関として、全庁的な作業及び課題に取り組み、策定委員会活動の円滑な運営に資するため、策定ワーキングチームを設置する。

2 策定ワーキングチームは、策定委員会の委員の所属する課等(五霞町行政組織条例(平成25年五霞町条例第18号)に規定する課及び町長以外の執行機関の事務局をいう。)から選任された者をもって組織する。

(庶務)

第7条 策定委員会及び策定ワーキングチームの庶務は、生活安全課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

五霞町環境基本条例

平成 13 年 3 月 30 日

条例第 8 号

五霞町は、利根川等の大河川に囲まれた水と緑豊かな自然環境に恵まれたまちである。

先人たちはこれらの自然の恵みの中で生活を営み、住みよいまちを築き上げる努力を続けてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、利便性の向上と物質的豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費することなどにより、環境汚染や自然破壊など環境への影響を増大させ、人類の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たちは、安全で快適な生活を営むために健全で豊かな環境の恵みを享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する。

ここに、私たちは、自然界の限りある環境から多くの恵みを受けていることを自覚し、人と自然との共生を適切に確保するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築していくため、町民、事業者及び町が連携し、協力し合って、良好な環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の町民だれもが健全で豊かな環境の恵みを享受するとともに、人類の存続基盤である環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進させなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割の下で健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が実現されるよう推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、人と自然が共生できるような多様な自然環境が保全され、地域の社会経済活動を自然環境と調和させるよう、推進されなければならない。
- 4 地球環境の保全は、町、事業者及び町民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(協働の責務)

第4条 町、事業者、町民及び町民以外の者は協働することによって、それぞれの責務を果たすとともに環境の保全及び創造に寄与することに努めなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 2 町は、環境の保全及び創造に関する事業者、町民及び町民以外の者の意識の向上等を図るため、広く各層、各世代にわたり町民の理解を得られる方策の実施に努めるものとする。
- 3 町は、必要に応じ国県等に対して、町の施策に関する協力を要請し、良好な環境の実現に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うときは、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴うばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、町の規制を遵守するとともに、町が実施する環境保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(町民の責務)

第7条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関心を払うとともに、必要な知識を得ることに努め、環境の保全及び創造についての理解を深めることに配慮しなければならない。

- 2 町民は、良好な環境の保全に主体的に取り組み、自ら日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、騒音の発生防止、屋外燃焼行為の自粛等による環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、町民は、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に参加、協力しなければならない。

(町民以外の者の責務)

第8条 旅行者及び町を訪れる者その他滞在者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全に自ら努め、町が実施する環境の保全及び創造についての施策に協力するとともに、みだりに町内に廃棄物を投棄し、又は放置して町の良好な環境を損なってはならない。

(五霞町環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、五霞町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民の参画により、意見を十分に把握した上、五霞町環境審議会の意見を求めなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、環境基本計画の変更についてこれを準用する。

(環境への配慮)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について、事業者において環境の保全及び創造について適切な配慮がなされるよう、環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(指導、助言、勧告等)

第13条 町は、良好な環境の保全のために必要があるときは、事業者、町民及び町民以外の者に対し、指導、助言及び勧告(以下「指導等」という。)を行うことができるものとする。

2 前項において、利害関係者等から環境保全上の苦情等が寄せられ、町から指導等を受けた者は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 町は、前2項の指導等を受けた者がその指導等に従わない場合において、必要があるときは、その勧告の内容を公表できるものとする。

(公害の防止及び紛争の処理等)

第14条 町は、公害を防止するとともに、被害が発生したときは、原因を究明し、被害を最小限に食い止め、被害者の救済、紛争の早期解決のため、迅速かつ適正な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備の推進)

第15条 町は、環境への負荷の低減のための施策の整備及び公園、緑地その他の快適な生活の確保のための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第16条 町は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の推進)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第 18 条 町は、町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者が環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の活動の促進)

第 19 条 町は、前条に定めるもののほか、町民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の公開と提供)

第 20 条 町は、地域環境の現状に関する情報、町が策定した施策等、将来の環境の保全及び創造に寄与する情報については、五霞町情報公開条例（平成 12 年五霞町条例第 34 号）の定めるところにより公開するほか、個人及び法人の権利を損なわない限り、提供するよう努めるものとする。

(国、県その他の地方公共団体との協力)

第 21 条 町は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策について、国及び県その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 22 条 町は、国、県その他の地方公共団体及び町民等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(個別条例等の制定)

第 23 条 この基本条例の施行に必要な個別条例等は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

環境保全のための指標と目標の項目及び達成状況

指標	平成23年度 (策定時)	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (目標値)	達成状況(評価)	
				評価	根拠
1-1 光化学オキシダント(Ox)昼間の1時間値の最高値	0.166ppm	0.029ppm	0.06ppm以下	◎ (48.3%)	0.029ppm(R3)/0.06ppm(R4目標)
1-2 五霞落川の水質(BOD75%値)	2.7mg/ℓ (H22)	40mg/ℓ	2.0mg/ℓ	△ (50%)	4.0mg/ℓ(R3)/2.0mg/ℓ(R4目標)
1-3 生活排水処理率	80.6%(H22)	83.5%	100%	○ (83.5%)	公共下水道4,562人, 農業集落排水2,284, 合併処理浄化槽31人, 総人口8,235人(R3末)
1-4 公害苦情件数	125件	58件	100件	◎	51.1件(平均値H24~R3)
1-5 有害物質による健康被害などの発生件数	0件(H24)	0件	0件	◎	—
1-5 町内での放射線量の測定と公表	実施(H24)	実施	継続実施	◎	—
2-1 河川敷の遊歩道の整備状況	9km(H24)	8.1km	現状実施	○ (90%)	8.1km(R3)/9km(H24策定時)
2-2 認定農家数	27戸	29戸	33戸	○ (87.9%)	29戸(R3)/33戸(R4目標)
2-2 農地面積	1,015ha	972ha	970ha	◎ (100.2%)	972ha(R3)/970ha(R4)
2-3 町内の動植物の状況について調査・把握	未実施(H24)	未実施	調査を継続	—	—
2-4 町民が自然とふれあえる機会や場所の整備	実施中(H24)	未実施	継続実施	◎	コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年・3年を除く
3-1 公園の整備状況(公園面積)	13.06ha (H24)	7.65ha	現状維持	△ (58.6%)	7.65ha(R3)/13.06ha(H23策定時)
3-2 まちなみや田園風景の美しさに対する町民の満足度	25.6% (H24)	30.2%	50.0%	△ (60.4%)	30.2%(R3)/50%(R4目標)=60.4%
3-3 適正な土地利用, 道路整備の推進	実施中(H24)	実施中	継続実施	◎	—
4-1 町の事務事業からの温室効果ガスの排出量(目標値)	316t/年 (H17)	161t/年	268t/年	◎	161ha(R3)
4-2 公用車保有台数	41台 (H24)	47台	35台	△ (134%)	47台(R3)/35台(R4目標)※更新時に手燃費・低公害車の導入を進めている。
4-3 太陽光発電設置に関する補助金の年間交付件数	20件 (H24)	—	20件	△ (74.0%)	14.8(平均値H24~H28)=74%
4-4 ごみ総排出量(事業所排出分を除く)	事業系を含む →3,315t/年 当初値(H.22) →2,175t/年	—	事業系を含む →2,804t/年 当初目標値 →1,839t/年	○ (80.0%)	3,505(平均値H24~R2)=80% ※事業系を除く値が算出できないため, 当初目標値が84.6%の減少を目指していたため, 事業系を含む平成22年の値(3,315)に同減少率(84.6%)をかけて目標値(2,804)を算出した(環境省:一般廃棄物処理実態調査結果)
4-4 リサイクル率	14.8% (H22)	—	21.0%	△ (67.1%)	14.1(平均値H24~R2)=67.1% ※上記の考え方と同様であるが, H22年の当初値が14.8%と同じ値であった(環境省:一般廃棄物処理実態調査結果)
4-5 不法投棄ごみ回収件数	33件	34件	減少	○ (84.2%)	27.8(平均値H24~R3)/33件(H23策定時)
4-5 野焼きに対する苦情件数	7件	21件	減少	△(163%)	11.4(平均値H24~R3)/7件(H23策定時)
5-1 環境学習・講座などの実施	未開催	未開催	開催	—	H23未開催→R3開催
5-2 環境美化運動への参加者数	2,344人	1,466人	人口の25%以上 (2,053人)	◎ (103.5%)	2,124人(平均値H24~R3)/2,053人(R4目標) ※8,213住民基本台帳人口(R4.8現在)

五霞町の環境の保全に係る指標の状況

(1) 安全・安心で快適な生活環境づくり

1) 大気環境の保全

表: 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の届け出状況

区分(ばい煙発生施設)	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度
ボイラー(件)	41	57	53
廃棄物焼却炉(件)	0	0	0
ディーゼル機関(件)	14	5	6
ガス機関(件)	0	2	2
合計(件)	55	64	61

資料: 茨城県環境白書資料編

表: 大気環境の状況^(注1)

項目 ^(注2)	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度	環境基準
二酸化硫黄(ppm)	0.013	0.006	0.001	0.04
二酸化窒素(ppm)	0.033	0.024	0.022	0.04
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.114	0.055	0.048	0.1
光化学オキシダント(ppm)	0.183	0.029	0.03	0.06

注 1: 測定位置: 古河市役所

注 2: 二酸化硫黄と浮遊粒子状物質は日平均値の 2% 除外値, 二酸化窒素は日平均値の 98% 値, オキシダントは昼間の 1 時間値の年平均値

資料: 茨城県環境白書資料編

2) 水環境の保全

表: 河川水質の状況

河川名	BOD 濃度 ^(注1)			環境基準
	平成 13 年度	平成 22 年度	令和 2 年度	
利根川(栗橋付近)(mg/L)	1.7	1.5	0.9	2.0
江戸川(関宿橋)(mg/L)	1.2	1.2	1.4	2.0
中川(豊橋)(mg/L)	7.3	2.2	2.1	5.0
権現堂川(舟渡橋)(mg/L)	3.3	4.2	4.3	-
五霞落川(幸主地先)(mg/L)	12.8	2.7	4.0	-

注 1: 環境基準点は, 年間 BOD75% 値

資料: 埼玉県環境白書(利根川, 江戸川, 中川), 埼玉県権現堂調節池管理所(権現堂川), 五霞町生活安全課(五霞落川)

3) 健全な水循環の確保

表：地下水質の状況

項目	飲料水基準超過割合		
	平成 13 年度	平成 24 年度	令和 2 年度
大腸菌 (%)	51.4	20.5	7.9
硝酸性・亜硝酸窒 (%)	24.3	30.1	18.4

資料：五霞町生活安全課

表：茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく排水に係る特定施設の届出状況

施設名	施設数(累計件数)		
	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度
車両の洗浄施設(件)	9	10	9
集団給食施設(件)	1	1	0
段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン(件)	2	3	3
野菜又は果実の洗浄、切断等による加工を行う洗浄施設及び原料処理施設(件)	—	1	1
特定事業場から排出される水の処理施設(件)	—	1	1
合計(件)	12	16	14

資料：茨城県県西県民センター環境・保安課

表：上水道に関する状況

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
上水道普及率 (%)	99.30	99.30	99.30	99.30	99.30
上水道使用量 (m ³ /日) (家庭用)	1,928	1,946	1,910	1,903	1,964
上水道使用量 (m ³ /日) (事業者用)	1,938	2,035	2,001	2,129	2,455

資料：五霞町上下水道課(上水道)

表：生活排水処理の推移

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
人口(人)	8,846	8,699	8,581	8,484	8,373
公共下水道(人)	4,873	4,820	4,782	4,707	4,657
農業集落排水(人)	2,449	2,417	2,371	2,356	2,323
合併処理浄化槽(人)	38	38	36	35	35
水洗化人口(人)	8,805	8,654	8,539	8,446	8,335
水洗化率 (%)	99.53	99.48	99.51	99.55	99.60
生活排水処理人口(人)	7,407	7,310	7,225	7,134	7,045
生活排水処理率 (%)	83.73	84.03	84.20	84.09	84.14

資料：五霞町上下水道課

表：水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出状況

特定施設区分(施設の種類ごと) 水濁法施行令第1条別表第1	施設数(累計件数)(件)		
	平成13年度	平成23年度	令和2年度
豚房施設	1	1	1
畜産食料品製造業の原料処理施設	5	1	1
野菜・果実を原料とする保存食料品製造業の原料処理施設	1	1	1
同洗浄施設	1	1	1
味噌, 醤油, 食品アミノ酸等の原料処理施設	3	—	0
同洗浄施設	8	3	3
同湯煮施設	1	—	0
同ろ過施設	2	—	0
飲料製造業の洗浄施設(先びん施設を含む)	7	1	2
豆腐又は煮豆の製造業の湯煮施設	5	5	5
冷凍調理食品製造業の原料処理施設	1	1	1
出版業, 印刷業の自動式観光膜付印刷版現像洗浄施設	—	2	2
25・26号の事業以外の湿式集じん施設	2	1	1
28～45号までの排ガス洗浄施設	1	1	1
医薬品製造業のろ過施設	—	1	1
医薬品製造業の分離施設	—	1	1
工業用ゴム製造業の直接加硫施設	—	1	1
金属製品等の焼入れ施設	6	2	1
酸又はアルカリによる表面処理施設	6	1	2
電気めっき施設	6	1	1
弁当仕出屋又は弁当製造業のちゅう房施設	—	1	0
洗たく業の洗浄施設	2	1	1
自動式車両洗浄施設	3	5	6
トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	—	1	1
トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設	—	1	0
し尿処理施設(処理対象人員500人以下のし尿浄化槽を除く)	3	5	6
下水道終末処理施設	1	1	1
特定事業場から排出される水の処理施設	1	1	2
合計(件)	66	41	43

資料:茨城県県西県民センター環境・保安課

4) 公害防止対策（騒音，振動，悪臭，土壌汚染，地盤沈下）の推進

表：地下水利用と地盤沈下の状況

項目	平成 13 年度	平成 22 年度	令和 2 年度
地下水利用量 (m ³ /日) (製造業)	4,031 (平成 12 年度)	4,334	—
地盤沈下量 (mm) (最大)	14.6 (川妻)	21.8 (釈迦)	5.5 (川妻)

資料：茨城県環境白書資料編

表：公害苦情件数

苦情種類	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度
大気汚染(件)	12	8	9
水質汚濁(件)	1	0	1
騒音(件)	3	1	1
悪臭(件)	4	4	0
その他(件)	14	112	24
合計(件)	34	125	35

資料：総務省「公害苦情調査」

5) 化学物質，ダイオキシン類，アスベスト対策の推進

表：ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出状況

施設名	施設数(累計)		
	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度
廃棄物焼却炉(施設)	6	2	2
湿式集じん施設(施設)	1	0	0
合計(施設)	7	2	0

資料：茨城県県西県民センター環境・保安課

表：P R T R届出の状況

特定施設区分	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度
登録事業所数 (事業所)	9	16	10
使用する化学物質種類 数(物質)	12	60	34

資料：茨城県県民生活環境部環境対策課

(2) 豊かな自然環境と共生した地域環境づくり

1) 豊かな水辺と緑地空間の保全・活用

表：農地等の状況

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
農地面積 (ha)	964.8	964.7	964.7	964.6	964.2
農業振興地域面積 (ha)	2012.9	2012.9	2012.9	2012.9	2012.9
農用地区域面積 (ha)	829.6	829.5	829.5	829.4	829
旧耕地ビオトープ設置箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0

資料：五霞町産業課

2) 身近な公園・緑地の整備

表：公園整備状況

項目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
公園	箇所数 (箇所)	19	19	19	19	19
	面積 (㎡)	76,502	76,502	76,502	76,502	76,502
	町民一人当たりの面積 (㎡)	8.8	8.9	9.0	9.2	9.3
常住人口 (人)		8,696	8,612	8,465	8,337	8,240

資料：五霞町都市建設課

3) 道路整備と交通の利便性の向上

表：道路整備状況

項目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
国道	延長 (km)	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
	規格改良率 (%)	100	100	100	100	100
	舗装率 (%)	100	100	100	100	100
県道	延長 (km)	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
	規格改良率 (%)	64.9	65.3	65.8	65.8	67.9
	舗装率 (%)	92.4	92.4	92.4	92.4	92.4
町道	延長 (km)	235.6	235.7	235.3	235.6	236.2
	規格改良率 (%)	5.7	5.8	5.8	5.8	7.4
	舗装率 (%)	80.6	80.6	80.6	80.7	81.1

資料：茨城県境工事事務所道路管理課，五霞町都市建設課

表：道路交通量の状況

項目		平成 11 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
新 4 号国道 (新利根川橋)	台/12 時間(台)(平日)	9,804	15,897	25,879
	大型車混入率(%)	41.0	55.8	42.0
	混雑度	0.48	1.68	0.94
県道幸手・境線 (原宿台)	台/12 時間(台)(平日)	4,513	4,439	485
	大型車混入率(%)	14.0	14.0	14.0
	混雑度	0.56	0.45	0.47
県道西関宿栗橋線 (江川)	台/12 時間(台)(平日)	8,387	7,064	804
	大型車混入率(%)	59.2	44.1	37.3
	混雑度	1.37	0.87	0.58

資料：茨城県境工事事務所道路管理課「交通センサス」

4) 適正な土地利用と都市基盤の整備

表：土地に関する課税の状況

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
田 (ha)	689.9	689.6	668.2	662.1	667.4
畑 (ha)	312.4	311.7	310.3	310	307.5
住宅用地 (ha)	201.7	201.8	202.7	202.8	202.9
商業・工業用地 (ha)	141.9	149.3	164	165.6	175
山林 (ha)	25	24.9	24.8	23.8	21.4
原野 (ha)	1	1	1	1	1
雑種地 (ha)	52.6	53.2	52.9	53.9	58.5
その他 (ha)	852.8	623.3	861.8	863.3	852.1
総面積 (ha)	2,277	2,055	2,286	2,283	2,286

資料：五霞町町民税務課「固定資産の価格等の概要調書」

(3) 地球環境保全に貢献する持続可能な社会環境づくり

1) 地球温暖化対策の推進

表：自動車保有台数

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
貨物自動車(台)	1,242	1,230	1,221	1,207	1,203
乗合用自動車(台)	32	34	35	31	31
乗用自動車(台)	3,709	3,691	3,637	3,605	3,557
特種(殊)用途自動車(台)	303	339	356	359	370
小型二輪(250cc 以上)(台)	196	205	198	187	194
軽自動車(台)	3,451	3,467	3,444	3,436	3,489
原動機付自転車(台)	733	689	665	634	598
二輪(249cc 以下)(台)	128	131	131	129	125
小型特殊自動車(台)	636	631	627	620	621
合計(台)	10,430	10,417	10,314	10,208	10,188

資料:国土交通省関東運輸局,五霞町町民税務課「軽自動車税課税台帳等調」

2) カーボンニュートラルの実現に向けた展開

表：代替バス利用状況等

項目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
代替バス利 用状況	1 路線 1 日の本 数(平日)(往復)	15	15	15	15	15
	年間利用者数 (人)	53,782	55,137	54,456	58,599	47,598
五霞町コミュ ニティ交通 利用状況	3 線 1 日の本数 (往復)	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5
	年間利用者数 (人)	11,984	12,801	14,375	17,847	18,096
役場低公害車導入状況(台)		2	0	1	0	0

資料:五霞町生活安全課(代替バス,コミュニティ交通),五霞町総務課(低公害車導入)

表：町有施設における電気・ガソリン使用料

項目(注1・注2)	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
電気使用量(庁舎等) (kwh)	436,689	444,651	452,832	439,007	418,057
ガソリン使用量(L)	20,498	27,251	19,286	19,223	12,061
温室効果ガス排出量 (庁舎等) (t-CO2)	290	310	296	288	260

注1:電気に係る二酸化炭素換算量(kg-CO2) = 電気使用量(kwh) × 排出係数(0.555 とする)

注2:公用車燃料に係る二酸化炭素換算量(kg-CO2) = 燃料使用量(L) × 単位発熱量(34.6 とする) × 排出係数(0.0183 とする) × 44/12

資料:五霞町生活安全課「五霞町役場温室効果ガス削減計画実施報告書」

表：事業者の取り組みの状況

項目	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度
ISO14001 認証取得事業所(事業所)	12	12	4

資料:公益財団法人日本適合性認定協会ホームページ

3) 循環型社会の形成

表：ごみ排出量に関する状況(事業所含む)

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	令和 2 年度	
ごみ排出量 (t/年)	可燃ごみ	3,086	3,121	2,852	2,765	2,905
	不燃ごみ	72	61	73	69	78
	粗大ごみ	48	101	103	82	116
	資源ごみ	282	263	249	263	234
	合計	3,488	3,546	3,277	3,179	3,333
町民 1 人当たりの ごみ排出量(g/日)	993	1,030	970	952	1,182	
再資源化率(%)	9.1	13.6	14.5	14.8	13.9	
集団回収量(t/年)	102	102	128	136	83	

資料:環境省「一般廃棄物処理実態調査」

表：茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例に基づく特定施設の届出状況(単位:施設)

施設名	施設数(累計)		
	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 2 年度
指定処理施設	-	-	1
特定小型焼却炉施設	-	2	1
積替保管施設	-	-	-

資料:茨城県県民生活環境部廃棄物規制課, 茨城県県西県民センター環境・保安課

(4) 環境保全活動を推進する人・仕組みづくり

1) 環境保全活動の推進

表：環境美化運動等の状況

項目	平成 13 年度	平成 23 年度	令和 3 年度
環境美化運動	回数:1 回 回収量:15,770 kg	回数:1 回 回収量:4,700 kg	回数:1 回 回収量:1,870kg
権現堂川(行幸湖) ^(注1)	回数:1 回 参加者数:137 人 ごみ回収量:820 kg	回数:1 回 参加者数:272 人 ごみ回収量:320 kg (平成 22 年度)	回数:1 回 参加者:211 名 回収量:180kg (令和 4 年度)

注 1:行幸湖クリーン作戦(権現堂川(行幸湖))の平成 23 年度及び令和3年度は未実施

資料:五霞町生活安全課

用語集

【あ行】

•イノベーション(Innovation)

新たなものを創造し、変革を起こすことで経済や社会に価値を生み出すこと。

•エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。急発進をしない、加減速の少ない運転、アイドリング・ストップ、タイヤの空気圧の適正化などにより、大気汚染物質の排出量削減や効率的な燃料消費が可能となること。

•温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称のこと(代表的な物質として、オゾン、二酸化炭素、メタンなどがあり、地球温暖化の主な原因とされている)。

【か行】

•外来種

人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと(人為的要因以外によって入り込んだ生物については外来種として扱わない)。

反対に、元々その地域に自然分布していた生物は在来種(在来生物)という。

•カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。

•環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準のこと(大気、水(地下水を含む)、土壌、騒音の目標が法令等に基づき定められている)。

•気候変動

気候変動の要因には、自然の要因と人為的な要因がある。自然の要因には大気自身に内在するもののほか海洋の変動、火山の噴火によるエアロゾル(大気中の微粒子)の増加、太陽活動の変化などがある。人為的な要因には人間活動に伴う二酸化炭素などの温室効果気体の増加やエアロゾルの増加、森林破壊などがある。

•気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)は、世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により、昭和63年に設立された政府間組織のこと(世界中の研究者の研究やデータから気候変動の状況を評価する報告書をつくり、気候変動自体や政策判断をするための科学的な根拠を提供している)。

•グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとするものをいう。

•グリーンカーテン

窓全体に張り巡らせたネットに、ツル植物を絡ませて窓を覆うものをいう(窓からの日差しを遮り、室内温度の上昇を抑制するとともに、植物の蒸散作用によって周囲を冷やすことが期待できる)。

•耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する考えのない土地のこと(農林業センサスにおける統計上の用語)。

・国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)

1992年の地球サミットで採択された「気候変動枠組条約」の締約国が、地球温暖化対策について話し合う国際会議のこと。「気候変動枠組条約」の最高意思決定機関であり、大気中の温室効果ガス濃度を一定基準に保つことを目指して、温室効果ガス削減対策などの国際共通ルールを協議する。(COPとは Conference of the Parties(締約国会議)の略称で、国連気候変動枠組条約締約国会議のことを指す。

・コージェネレーションシステム

発電時に発生した廃熱を冷暖房や給湯に利用するシステムのこと。

【さ行】

・再生可能エネルギー

太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのこと。(太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマス(動植物に由来する有機物)が再生可能エネルギーと呼ばれている)。

・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された、SDGsを中核とした令和 12 年までの国際開発目標のこと。

・社寺林

神社、仏閣に属する森林のこと。

・循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のこと。

・省エネルギー

エネルギーを効率よく使うことにより、エネルギーの使用量を減らすこと。

・食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。日本での「食品ロス」は年間 522 万トン(農林水産省及び環境省「令和 2 年度推計」)。世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(年間約 420 万トン)の 1.2 倍に相当する。

・スマート農業

「ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業」のこと。

・生物の生息空間(ビオトープ)

動物や植物が安定して生活できる生息空間(生物生息空間)のこと。ドイツで生まれた概念で、「bio(命)」と「topos(場所)」というギリシア語を組み合わせた造語。

・生物多様性

様々な生態系が存在し、生物の種間及び種内に様々な違いが存在すること。

・ゼロ・エミッション

人為的活動から発生する排出を限りなくゼロにすることを目指した理念であり手法のこと。

【た行】

・ダイオキシン類

主に廃棄物の焼却過程などで非意図的に生成される有機塩素系化合物のこと(発がん性、生殖毒性、催奇形性等の毒性を有していると指摘されている。分解しにくいために、環境中に微量であるが広く存在している)。

・脱炭素社会

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする社会のこと。

・地域コミュニティ

地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

・地域制緑地

緑地の保全や緑化を推進するために、一定の土地の区域に対して適用し、土地利用や開発を規制する制度のこと。

・地球温暖化

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のこと(温室効果ガスなどの人為的要因や、太陽エネルギーの変化などの環境的要因によるものであるといわれている)。

・地域循環共生圏

平成30年4月に閣議決定された第5次環境基本計画において、「地域循環共生圏」の概念が提唱された。各地域が美しい自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて、他地域と資源を補完し支えことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

・低公害車

窒素酸化物(NO_x)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車のこと。

・低燃費(自動車)

排出ガスを発生しない(燃料電池自動車、電気自動車)か、又は排出ガス発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車のこと。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版)を抜本的に改訂し、新たに令和5年度を初

年度とする5か年の総合戦略のこと(デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標(KPI)と同構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示す)。

・デジタルトランスフォーメーション(DX)

デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。また、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの(英語表記は「Digital Transformation」であるが、「Trans」を「X」と略することが一般的な英語圏の表記に準じているため、「DX」と表す)。

・典型7公害

事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる①大気の汚染、②水質の汚濁、③土壌の汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤の沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずる公害のこと。

【は行】

・パリ協定

2015年の国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)で採択、2016年に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みのこと。パリ協定では、世界の努力目標として世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限することが掲げられている。

・平地林

平野部にある森林のこと。茨城県においては、昭和52年より標高150m以下でかつ傾斜15度以下の森林と定めている。

・保存緑地

緑の保全を図るため、生け垣や屋敷林、樹林地、樹木などを保存緑地として指定する制度のこと。

【や行】

・屋敷林

主に屋敷周辺に植えられている樹林のこと。防風や防寒、防火、防音など家屋を守るために植えられている。

【英数字】

・3R

ごみの発生抑制 (Reduce・リデュース), 再使用 (Reuse・リユース), 再資源化 (Recycle・リサイクル) の総称のこと。

・BOD (生物化学的酸素要求量)

採水した水を密閉したガラス瓶に入れ、20℃の暗所で 5 日間培養したときに、水中の有機物が好気性微生物により分解される過程で消費される水中の酸素量のこと。

・BOD75%値

河川における有機物による水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量 (BOD) の年間測定結果が、環境基準に適合しているどうかを評価する際に用いられる年間統計値のこと。

・CASBEE (建築環境総合性能評価システム)

省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建築物の品質を総合的に評価するシステムのこと。

・ESCO事業

Energy Service Company 事業の略で、顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態のこと。

・PRTR制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境 (大気, 水, 土壌) へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出を

し、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度のこと。

・SDGs (持続可能な開発目標)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 年から令和 12 年までの国連目標のこと。人間がずっと地球に住み続けられるように開発・発展するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され「誰一人取り残さない」ことを宣言したもの。

・ZEB (ゼブ)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー (石油, 石炭, 原子力などの加工されない状態で供給されるエネルギー) の収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

五霞町環境基本計画

水と緑と人がきらめく 豊かな自然と共生するまち 五霞

発行 令和5年3月

発行者 五霞町生活安全課

〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1

TEL:0280-84-1111

<https://www.town.goka.lg.jp/>



五霞町 生活安全課

〒306-0392 茨城県猿島郡五霞町小福田 1162 番地 1
TEL 0280-84-1111